

第五十一回国会 文教委員会議録 第十五号

昭和四十一年四月一日(金曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 八田 貞義君

理事 小沢佐重喜君

理事 南 好雄君

理事 川崎 寛治君

理事 長谷川正三君

大石 八治君

熊谷 義雄君

床次 徳二君

松山千恵子君

落合 寛茂君

高橋 重信君

松原喜之次君

鈴木 一君

出席政府委員

文部政務次官

文部事務官

文部事務局長

文部事務官

文部事務官

文部事務官

文部事務官

文部事務官

文部事務官

文部事務官

文部事務官

文部事務官

文部事務官

文部事務官

文部事務官

文部事務官

文部事務官

文部事務官

文部事務官

三月三十一日

委員松山千恵子君及び鈴木一君辞任につき、その補欠として岡東英雄君及び玉置一徳君が議長の指名で委員に選任された。

委員周東英雄君及び玉置一徳君辞任につき、その補欠として松山千恵子君及び鈴木一君が議長の指名で委員に選任された。

委員栗林三郎君、横路節雄君及び和田博雄君辞任につき、その補欠として中嶋英夫君、大原亨君及び三木喜夫君が議長の指名で委員に選任された。

委員大原亨君、中嶋英夫君及び三木喜夫君辞任につき、その補欠として横路節雄君、栗林三郎君及び和田博雄君が議長の指名で委員に選任された。

委員栗林三郎君、横路節雄君及び和田博雄君辞任につき、その補欠として中嶋英夫君、大原亨君及び三木喜夫君が議長の指名で委員に選任された。

委員大原亨君、中嶋英夫君及び三木喜夫君辞任につき、その補欠として横路節雄君、栗林三郎君及び和田博雄君が議長の指名で委員に選任された。

委員栗林三郎君、横路節雄君及び和田博雄君辞任につき、その補欠として中嶋英夫君、大原亨君及び三木喜夫君が議長の指名で委員に選任された。

委員大原亨君、中嶋英夫君及び三木喜夫君辞任につき、その補欠として横路節雄君、栗林三郎君及び和田博雄君が議長の指名で委員に選任された。

委員栗林三郎君、横路節雄君及び和田博雄君辞任につき、その補欠として中嶋英夫君、大原亨君及び三木喜夫君が議長の指名で委員に選任された。

委員大原亨君、中嶋英夫君及び三木喜夫君辞任につき、その補欠として横路節雄君、栗林三郎君及び和田博雄君が議長の指名で委員に選任された。

委員栗林三郎君、横路節雄君及び和田博雄君辞任につき、その補欠として中嶋英夫君、大原亨君及び三木喜夫君が議長の指名で委員に選任された。

委員大原亨君、中嶋英夫君及び三木喜夫君辞任につき、その補欠として横路節雄君、栗林三郎君及び和田博雄君が議長の指名で委員に選任された。

委員栗林三郎君、横路節雄君及び和田博雄君辞任につき、その補欠として中嶋英夫君、大原亨君及び三木喜夫君が議長の指名で委員に選任された。

委員大原亨君、中嶋英夫君及び三木喜夫君辞任につき、その補欠として横路節雄君、栗林三郎君及び和田博雄君が議長の指名で委員に選任された。

委員栗林三郎君、横路節雄君及び和田博雄君辞任につき、その補欠として中嶋英夫君、大原亨君及び三木喜夫君が議長の指名で委員に選任された。

委員大原亨君、中嶋英夫君及び三木喜夫君辞任につき、その補欠として横路節雄君、栗林三郎君及び和田博雄君が議長の指名で委員に選任された。

委員栗林三郎君、横路節雄君及び和田博雄君辞任につき、その補欠として中嶋英夫君、大原亨君及び三木喜夫君が議長の指名で委員に選任された。

委員大原亨君、中嶋英夫君及び三木喜夫君辞任につき、その補欠として横路節雄君、栗林三郎君及び和田博雄君が議長の指名で委員に選任された。

委員栗林三郎君、横路節雄君及び和田博雄君辞任につき、その補欠として中嶋英夫君、大原亨君及び三木喜夫君が議長の指名で委員に選任された。

委員大原亨君、中嶋英夫君及び三木喜夫君辞任につき、その補欠として横路節雄君、栗林三郎君及び和田博雄君が議長の指名で委員に選任された。

委員栗林三郎君、横路節雄君及び和田博雄君辞任につき、その補欠として中嶋英夫君、大原亨君及び三木喜夫君が議長の指名で委員に選任された。

委員大原亨君、中嶋英夫君及び三木喜夫君辞任につき、その補欠として横路節雄君、栗林三郎君及び和田博雄君が議長の指名で委員に選任された。

委員栗林三郎君、横路節雄君及び和田博雄君辞任につき、その補欠として中嶋英夫君、大原亨君及び三木喜夫君が議長の指名で委員に選任された。

委員大原亨君、中嶋英夫君及び三木喜夫君辞任につき、その補欠として横路節雄君、栗林三郎君及び和田博雄君が議長の指名で委員に選任された。

委員栗林三郎君、横路節雄君及び和田博雄君辞任につき、その補欠として中嶋英夫君、大原亨君及び三木喜夫君が議長の指名で委員に選任された。

委員大原亨君、中嶋英夫君及び三木喜夫君辞任につき、その補欠として横路節雄君、栗林三郎君及び和田博雄君が議長の指名で委員に選任された。

委員栗林三郎君、横路節雄君及び和田博雄君辞任につき、その補欠として中嶋英夫君、大原亨君及び三木喜夫君が議長の指名で委員に選任された。

委員大原亨君、中嶋英夫君及び三木喜夫君辞任につき、その補欠として横路節雄君、栗林三郎君及び和田博雄君が議長の指名で委員に選任された。

委員栗林三郎君、横路節雄君及び和田博雄君辞任につき、その補欠として中嶋英夫君、大原亨君及び三木喜夫君が議長の指名で委員に選任された。

委員大原亨君、中嶋英夫君及び三木喜夫君辞任につき、その補欠として横路節雄君、栗林三郎君及び和田博雄君が議長の指名で委員に選任された。

委員栗林三郎君、横路節雄君及び和田博雄君辞任につき、その補欠として中嶋英夫君、大原亨君及び三木喜夫君が議長の指名で委員に選任された。

委員大原亨君、中嶋英夫君及び三木喜夫君辞任につき、その補欠として横路節雄君、栗林三郎君及び和田博雄君が議長の指名で委員に選任された。

委員栗林三郎君、横路節雄君及び和田博雄君辞任につき、その補欠として中嶋英夫君、大原亨君及び三木喜夫君が議長の指名で委員に選任された。

委員大原亨君、中嶋英夫君及び三木喜夫君辞任につき、その補欠として横路節雄君、栗林三郎君及び和田博雄君が議長の指名で委員に選任された。

委員栗林三郎君、横路節雄君及び和田博雄君辞任につき、その補欠として中嶋英夫君、大原亨君及び三木喜夫君が議長の指名で委員に選任された。

はそれ以上の内容ある運営を期待する立場から質問をいたしたいと思ひます。

まず第一に、各国それぞれが伝統芸能というものを非常に尊重しております。洋の東西を問はず、国力の盛んな国で伝統芸能を粗末にしている国といふのはほとんどないわけでございます。この伝統芸能を尊重してある諸国家の国立劇場に対する国費の支出状況、同時にわが国が現在まで無形文化財の指定を行なっておりますが、特に芸能関係の無形文化財指定者に対する処遇について、他国では、わが国の無形文化財指定者に相応する人々に対して国家としてどのような処遇をしておるか、そういう点について事情を伺いたいと思ひます。

○村山政府委員 諸外国における芸能文化の保護に關しましては、ドイツ、フランスなど、ヨーロッパ大陸の国々におきましては、国立劇場を設け、その専属の劇団を持ち、自主的な公演を中心としてその保護、振興をはかつておるのが例であります。それに対しては、国からおおむね二分の一以上、場合によっては三分の二程度の補助金を出しまして、支持をしておるというのが実情のようでありまして、

それから西歐諸国におきましても、イギリスでありますとか、それからアメリカ合衆国のような国は伝統的に国立劇場といったようなものを設けておりません。アメリカは、国の考え方をいたしまして、演劇活動などは国がやるべきものではなくて、民間の自由な発展にまかせるという考え方のようでありまして、イギリスも従来はそういう考え方であったのでありますが、最近国立劇場を持つべきであるという議論が熱しまして、現在組織ができておるようでありまして、建物建設計画も並行して進められておるようであります。

それから、演劇技能者の保護の問題であります。わが国におきましては、文化財保護法によりまして無形文化財の指定という制度を昭和二十九年以来とっております。必要な保存すべき無形文化財に對しましては、団体指定、個人指定ないし記録選択というような措置をとっております。指定されました文化財に對しましては、技術の保持、伝承者の養成等のために、あるいは団体に、それから個人指定の無形文化財に對しましては個人に對し、技能の保持、伝承のための経費を補助いたしているのが実情であります。

外国におきましては、そういう無形文化財の指定に相當するような制度はないようでありまして、国立劇場を持つておる国におきましては、これも全部ではございませんが、専属俳優を持つておるわけでありまして、ある意味で人件費までめんどろを見ておるということが言われようかと思ひます。また、専属俳優に對しましては、これも一部の外国においては、現役を引退した後においても年金を支給している。フランスなどがそうやっております。そういう方法によりまして保護をいたしているようでありまして、保護の態様、程度は国によつてまちまちであります。保護の態様、程度は国によつてまちまちであります。保護の態様、程度は国によつてまちまちであります。

○中嶋(英)委員 いまのお答えの中で、ドイツ、フランスの例、西歐諸国の例をあげられましたが、アメリカの場合に、これを民間にまかしているというところは、その原因としては、一つにはアメリカの歴史が浅いということ、伝統芸能として確立されたものが特に劇場演劇としては非常に少ないということ、こういうところに基因していると思ひます。イギリスの例のように、趨勢としては、将来アメリカにおいても国立劇場の考えというものが生まれてくる可能性はないと言えないだけの趣

委員外の出席者

文部事務官

文部事務官

文部事務官

文部事務官

文部事務官

文部事務官

文部事務官

文部事務官

文部事務官

文部事務官

文部事務官

文部事務官

勢があると思うのであります。特にいまのお答えの中で、わが国の無形文化財指定者に対する、団体、個人等に対し、伝承者の育成その他を含めて経費の補助をなさっているということでありますが、どのくらいの補助をなさっているのか、それを伺いたいと思います。

○村山政府委員 団体の場合ですと、おもなものは、文楽に対しては文楽協会という組織がございますまして、これに對しまして年間、四十一年度若干増額されて千七百円の補助をいたしております。それから歌舞伎に關しましては歌舞伎保存会という組織が最近できております。これに對しまして四十一年度百万円を補助をしたわけでありまして、四十一年度は無形文化財関係の補助金のワケが若干増大いたしましたので、百万円をこの補助をいたしたいと思っております。それから個人に對しましては、個人指定をした保持者に對しまして、まあ技能の保持ないしはあと継ぎの養成のために年額二十万円の特別の助成金を出してあります。

○中嶋(英)委員 次に運営費補助金の内訳を伺いたのであります。予算を見ますと、運営費を公演事業費その他と合わせてここに数字が出ておりますが、これを管理運営費と公演事業費とを分けて、しかもその対比はどの程度になっておるか、この点を伺いたいと思います。

○村山政府委員 国立劇場の四十一年度の予算は、これは法人そのものは法案設立後すみやかに発足いたしますが、事業としては、十一月にこけら落とし興行を予定しておりますので、約半年間の事業ということになります。そこで、予算をいたしましては人件費の一年分、それから事業費の約半年分ということに相なるわけですが、全体として四億二千五百万円の支出予算を考へております。そのうちで人件費が約一億二千万、それから管理運営費が約七千五百万、公演事業費が一億七千八百万、それから公演の付帯事業、これはプログラムとか宣伝費とかそういうものであります。これが約三千万、それから研究調査費が約四

百万、それから養成事業費としましては、ほんの事務的な経費としまして約二十万、予備費としまして千六百五十万、こういう内訳になっております。これに對しまして大体三億程度を収入でまかなうことを予定いたしまして、差額を国庫補助金といたしまして一億一千三百万を予定いたしております。

○中嶋(英)委員 そうしますと、十一月にこけら落としの關係でまあ半年分と考へましても、入場料収入と公演の事業費というものは大体とんとんくらいになりますね。大体もくろみとしましてどうですか、平年度に直した場合。

○村山政府委員 収支予算を立てます大体のめどといたしましては、これは入場料をもって事業費をまかなうという明確な方針を立てておるわけでございますが、結果的にはそのようになつております。できれば事業費は入場料でまかなえる程度にやることが、まあ特殊法人の運営上、財政の健全をはかる一つの考え方ではなからうか、そのように思っております。

○中嶋(英)委員 入場料の設定のしかた等については、あとでまた御質問しますが、私は、これを見ると、いわゆる独立採算制で入場料に見合うものが何となく実質上の公演事業費というふうな慣例がいつの間にか原則になり、そこで固定化する可能性が多いんじゃないか。もちろんこれは国立劇場の運営が始まって経験の中からまた次の考へ方が當事者のほうでも生まれてくるんだらうと思うのですが、場所を提供するだけの国立劇場というだけであつてはならないと思ひますので、この点についての検討をなおお互いにしていきたいと思ひわけです。

そこで、初年度は期間も少ない準備期ということとで、わずかに二十万ということですが、私は国立劇場の運営の中で非常に大きな期待を持っているのは、伝統芸能の伝承者の養成の問題であります。しかしこの問題はうかつにお役所仕事で考へてもなかなか成果はあがらぬと思ひます。と申しますのは、伝統芸能というのはいさやうく最

近に幾らか日が當つてきたという形で、ほとんどは斜陽芸術化しておつたのであります。文楽興行などを見ておきますと、プレーガイドで切符が売れないで、そして小屋は六分なり七分の入りなんというところはほとんどない。大半は団体ですね。あるいはその団体というのも団体で希望者を募つたのではなくて、半ば押し売りのような状態でおつき合ひで買つてゐる。切符は売れたけれども、小屋へ行つてみると三分か四分の入りしかない。切符はどこへいつてしまつたかというところ、どこかの団体の、お役所の秘書課あたりの机の中へしまわれてしまつておる、希望者も募つていない、こ

ういう状態で運営してきたのが実情なわけですね。同時にその一面伝統芸能者、技能者は非常に劣悪な条件の中で生活をしてきたわけでありまして。伝統芸能者を見て、二、三の例は別ですけども、大体かぶぶくのいい、血色のいい健康そうな人というのはいない、どう見ても貧相な栄養不良じゃないかと思はれるのが多いわけですね。私はちやうど七、八年前の経験であります。な

つた難波源吉田文五郎師匠の弟子の方から、たまたま当時文楽が分裂しておりましたけれども、年に何回かの合同公演をやつて東京から大阪へ帰るのだけれども、特急の切符がほしい、何とか切符を買ってもらえぬかということを経十郎のほうから話がありまして、手配をしてやつたわけでありました。手配をしてやつて、その切符を持つてまいりました。秘書が届けたのであります。当時

は一等、二等、三等があつたころでありまして、二等の特急の切符を秘書が持つていったところが、それを見てがく然とした顔をして、たいへんえらいそつちをされました。実はお願いしたのは三等の切符でありまして、三等の切符を秘書が持つていったんだ、こつちのことを聞いて秘書がびつくりして、けつこつですからと言つておいて歸つてきたということがあります。当時文五郎というのはいさやうに無形文化財の指定も受けておつたわけでありま

で手足が自由でない、あるいは目も非常に弱つておる、人の肩へつかまらなければ歩けない、こつちいう国宝と言われながらも、その人は実は切符は三等の切符をお願いしたんだ、こつちう実情にあつたわけですね。こつちう苦しさの中であつた。伝統芸能の伝承者というものが育つていくのかどうか。特に年少のころから仕込まないとなかなか一人前の技術者にはならぬわけでありまして、もちろん最近はその教へ方その他も合理化して、労働基準法に觸れない年齢からでも相当の仕込みの成果が上がりつつあることは非常に喜ばしいこと

でありますけれども、実際はこつちう諸君の中でも生活苦のためになかなか修業をつとめあげることができない。うまくつとめてゐる者を見ると、たまたま個人的後援者があつた、こつちう關係で夫の場合ですとこれをけいこでやる人がおります。うなる方が文楽の一流の三味線ひきを呼んでうなる方があるのいい気持ちであります。うちの娘に人形を教へようという親はないわけでありまして、こつちうアルバイトといふものはほとんどない。アルバイトがほとんどない中で、しかも興行日数が一年間にそれとなく減つてゐる。持つてもそれは大体赤字興行になる。したがつて、東京で精一ぱいがんばつても、関東地区で二カ月、関西では一カ月くらいということになりますと、

三、四カ月で一年間を食ふとしますから、その生活状態といふものは実にみじめな状態にあるわけでありまして。したがつて、こつちう状態にある者の伝承者を養成するためにいま当局のほうで考へておられるのは、ある期間を限つて学校のようなあるいはそれに近いような研究室のようなものを設けまして、初歩のものを教へる、それからまたある期間たつたならば研究会で講習会のような、何か学校のようなものを考へておるということでありまして、こつちうことも必要であります。研究会などは必要だと思ひます。しかし無形文化財指定者が後進を育成するに足るだけの条件といふものを具体的ににつくつてやる必要が

あるんじゃないか。先ほどの質問で伺いますと、無形文化財指定者に対して年間二十万、二十万といいますが一月にしまして二万四千足らずの額であります。二万四千足らずのものでめしを食わせて自分の手元に置いて教育をさせていくというよりなことはなかなか困難であります。一人が一人を教育することであるから、花が咲かないわけでありまして、少なくとも数人の者のめんどろを見なければならぬ。そういうめんどろを見るだけの対策を一面で考えておかないと、ただ国立劇場にそういう養成機関なり設備なりを設けたということだけでは、私は成果があらぬと思うのであります。こういう点についてのお考えを伺っておきたいと思ひます。

○村山政府委員 伝統芸能の伝承者の養成は、国立劇場をつくるからにはその大きな使命の一つであるといふことは十分認識しておりますが、当面の事業としては、説明資料にありますが、当面的なものであります。これはやってみていろいろ御意見や御批判を賜りながらだんだんに拡大していくという考えであります。

そこでそのささやかな伝承者の養成にしまして、実は四十一年度はまだ実施するに至らない準備期間でありまして、四十二年から三十名程度の義務教育を終った程度の人を入れて、国立劇場に出演していただく無形文化財の保持者その他歌舞伎保存会の方々などを指導者として、主として歌舞伎の技能を中心にして始めて、それからおいおいさらにレベルの高いものないしは歌舞伎以外の分野にも及ぼしていき、こういう計画であります。それと並行いたしまして、従来からやっております無形文化財保持者に対する特別助成金の増額ということも要望されておりましたが、これはこれで努力をいたすつもりであります。国立劇場ができれば一切の保護助成措置は国立劇場に吸収して、そのほかのほうからは手を引くというふうな考えは持っております。ただ無形文化財の保持者の特別助成金は、御案内のようにこ

の制度を始めましたのが昭和三十九年でありまして、まだ日が浅いものですから、この種の補助事業の特質をいたしまして、直ちに飛躍的に増額もなかなかいたしたくないというふうな事情もありません。実は四十一年度予算におきまして二十万——工芸技術の場合は若干、経費もかかるというところで多いのであります。それにしても少額でありますので、ぜひ予算的に増額をはかりたいという努力をいたしましたが、私どもの努力が十分で実現を見るに至りませんので、この増額その他必要と思われる各般の措置を、国立劇場の竣工と並行して進めていきたいという考えであります。

○中嶋(英)委員 次に伺いたいのは、この資料によりまして「芸能資料の収集および展示」で、ここに「図書、台本、小道具、衣裳、文楽の頭等およびレコード、スライド、写真等各種資料を収集、展示する」となっております。これはけっこうなものであります。大道具とか舞台装置、背景、こういったものに対して同様に關心を払っていただきたいと思ひます。日本の舞台装置の技術というのは相当一部では高度なものになっております。特に新劇関係等においては最近非常に舞台装置といふものが、伊藤嘉三郎氏その他進んだ人もおられるわけですが、諸外国から見ても称賛の的になっているというところで、称賛の的になっているのであります。ところが邦楽一般とか文楽など——舞踊の場合はこれはいまの家元制度、あるいはお嫁入り支度の関係で子供のころから弟子がたかさんといふのと、全部じゃないでしょうが、相当はでな装置なり衣裳を持つていくわけですから、ところが人形の衣裳が最近ではほころびて非常に古びたものであります。古いから古典芸能といえませんが、衣裳が古いのが古典ではない。やはり新しいのがいいわけでありまして、それから背景であります。彼らの資力では背景の新調がほとんどこの数年間でできないわけでありまして、まるで学

芸会の背景のようなものをバックにしておる。特に国立劇場が新しくできまして、まだ完成した現場を私は見ておりませんけれども、あれだけの予算を使つておりますから相当のものがでるだろうと思ひます。建物はいっぱい、壁もきらきらしている、芸も最高の芸が展開される、しかしバックは学校の学芸会のようなものに及ばないような、古い旅行時代の時代のようなバックのままで古色蒼然たるものがあるのではないかと。そうすると、古典芸能に親しもうとする若い諸君にも、雰囲気だけでもなかなかついていけない古ぼけた斜陽そのものが印象的に入つてしまふ。そうすると芸が全然生きない、こういう面があると思ひます。ですから、せっかくこの伝統芸能といふものを保存し、これを育成し、拡大発展させていくという考えがあらくなるならば、小さなコレクションだけでなく、大道具の問題あるいは背景の問題——レパートリーによつてはその資金的な面から上演したくてもできないものがある。たとえば文楽でもおはしを入れて勧進帳も鏡獅子もできるわけですが、ちゃんとその芸は残っているのですから。最近ではおはしの給料が払えないというところから、こじんまりした心中物か何かでお茶を濁している。せっかくのすばらしい、むしろ歌舞伎の上をいくような至芸といふものを展開する場がないといふことは、後継者ができないといふことに通ずるわけでありまして、そういうわけ

で、このコレクションは何か小型のコレクションだけで事足りるというのではなくて、もう少し拡大していったらどうか。たとえば文楽の興行の場合には、当分の間はそういう背景とか大道具までめんどろを見る。それが、劇団が自主的につくる能力がなくなつてくれば、学芸会のたれ幕みたいなので、仏壇のきれをうしろへ並べてやっている、こういうことまでいくか。そこまでめんどろを見るか。これは非常に大事な点だと思ひます。この点に対するお考えなり御決意があったら何つておきたいと思ひます。

○村山政府委員 大道具の重要性は十分認識しているつもりであります。ただ大道具は事柄の性質上たいへんが大きいわけでありまして、これは国立劇場の展示場に相当のスペースを要する……。

○中嶋(英)委員 「収集および展示」の「収集」を言っているのです。

○村山政府委員 それから大道具といふのは、現在の日本のやり方で申しますと、一部の劇場では専属の舞台装置機構を持つておるところがありますが、一般には業者があらまして、業者の請負契約におきましてその劇場に大道具の製作所を置いてそこで製作して、劇場はできたものを業者から借りて使うというふうになつております。そこで、済んでしまえばそれを保存したいという特性があるわけでありまして、収集の困難性ないしはかりに収集し得たとしても、場所その他の関係でなかなか展示まではできないというところで、この資料室の第一次的な収集展示の対象には掲げておらなかつたわけでありまして、見方を変えますと、国立劇場ができて十分な事業費をもつて優秀な大道具をつくれれば、それは国立劇場用の大道具としては、いろいろな出しものに使えらるものであれば、国立劇場の大道具装置として大道具の部屋に置かれるわけでありまして、常打ちの古典芸能の劇場がなくて、たとえば文楽にいたしまして、大阪でやつたり東京の三越劇場でやつたり転々とやつておる状態では、つくる経費なり意欲があつても、本格的な大道具はできなかったといふようないわば弊があつたにしまして、国立劇場で常打ち的に文楽をやるといふ段階になれば、相当りっぱな大道具ができて、それが必要がある限りは存置されて活用される。それからものによつては、将来の課題としては、永久保存の措置を講ずるといふ可能性も出てまいらうかと思つております。

○中嶋(英)委員 私は収集及び展示の箱の中で考えないで——特に背景などは、文楽の場合などは、藤浪とかに頼まないで自分で持つて歩いているの

です。まわりはりつばな殿堂、座席もシートも新しい、芸はりつばだが、背景は学会の背景と同じ様に古色蒼然、これではむしろ、せつかく大事にしたいという伝統芸能がみんから遊離してしまふ。そういう危険性をどう埋めるかという問題を十分お考え願いたい。こういうことで申し上げておけば、もちろんコレクションできるものでもない。しかし大道具の場合は分解してしまつておけば、そうかさをとらぬ、長年中でつくつていますから。歌舞伎の場合は藤浪などに頼めばできるでしょうけれども、文楽の場合は一々藤浪を頼むまでの力はないのです。そういう点をどう埋めるかというところをお考え願いたい、こういうことです。

次に、この運営の方針から見ますと、古典芸能、狂言、文楽については、大劇場の使用が考えられていないようであります。確かにこういうものについて大劇場がふさわしいとは思いません。しかし興行などを見ると、小劇場と大劇場の興行きというものはそう違わない、ほとんど同じですね。したがって、人形が小さ過ぎるということはない。問題は二階、三階が、文楽の場合には上から俯瞰しますと足が見えるから不適当である。しかし時に長い期間でなくて短く、特に学生生徒、そういう青少年向きに低入場料で行なう場合、あるいはダイジェスト版のような場合で理解を深める、あるいは紹介をする、そういうような場合は、年に数回国立劇場自身の興行として大劇場に多くの人を集め、こういうもの、われわれの民族は庶民の中からささえていくという歴史の中で生んできたのだというような機会をつくることはお考えになれないかどうか、こういう点を伺います。

○村山政府委員 国立劇場の運営の考え方としてお手元に資料として差し上げましたものは、この前も御説明申し上げましたように、最終的には特殊法人が発足した後に十分検討して決定するものでありますし、またその後におきましてもこれは演劇活動でありますから、世間の反響、御意見等を承りまして必要に応じて改定されるべきものであります。固定的なものではないわけでありまして、一応ごく端的に申しますと、必要経費の予算を要求する積算基礎としてつくつたものを大体現在まで踏襲して、どういふことをやるのか計画がなくて批判のしようがないという御意見に對しては、世間に発表しておる程度のものであります。さればよいとして、これを根本的にくつがえすというようなことは、予算その他との関係もありませんし、これはさかのぼれば国立劇場設立準備協議会以来の識者の御意見を基礎にして立てた計画でありますから、大筋はこういう方向でやらなければならぬけれども、たとえば文楽で入りがよければ大劇場の公演を計画するというようなことは、十分可能であらうかと思ひます。

○中嶋(英)委員 私は、古典芸能の場合、実は初めから入りがいいと思へないのです。入りが悪い状態であればこそ保存育成の国家としての対策が必要である。まあ商業ベースで十分やっていたものは、めんどうを見なくてもけつこうやっていたり、めんどうを見なくてもいいものは値がつくし、だれしもが手を出さずけつこうやっています。ところが古典芸能というものは、特に最近急激に日本が西歐その他中南米方面までの文化をへんに吸収しておりますから、古典と特に青少年の間には大きな断絶といえます。距離があるわけです。それをどう埋めていくかということが仕事だと思ひます。おそらく私の予想では、年四回の公演などでもなかなかむずかしいのではないかと。そういうものをしばらくの間は保護育成ですからめんどう見なければならぬ。

○村山政府委員 国立劇場の運営の考え方としてお手元に資料として差し上げましたものは、この前も御説明申し上げましたように、最終的には特殊法人が発足した後に十分検討して決定するものでありますし、またその後におきましてもこれは演劇活動でありますから、世間の反響、御意見等を承りまして必要に応じて改定されるべきものであります。固定的なものではないわけでありまして、一応ごく端的に申しますと、必要経費の予算を要求する積算基礎としてつくつたものを大体現在まで踏襲して、どういふことをやるのか計画がなくて批判のしようがないという御意見に對しては、世間に発表しておる程度のものであります。さればよいとして、これを根本的にくつがえすというようなことは、予算その他との関係もありませんし、これはさかのぼれば国立劇場設立準備協議会以来の識者の御意見を基礎にして立てた計画でありますから、大筋はこういう方向でやらなければならぬけれども、たとえば文楽で入りがよければ大劇場の公演を計画するというようなことは、十分可能であらうかと思ひます。

○中嶋(英)委員 私は、古典芸能の場合、実は初めから入りがいいと思へないのです。入りが悪い状態であればこそ保存育成の国家としての対策が必要である。まあ商業ベースで十分やっていたものは、めんどうを見なくてもけつこうやっていたり、めんどうを見なくてもいいものは値がつくし、だれしもが手を出さずけつこうやっています。ところが古典芸能というものは、特に最近急激に日本が西歐その他中南米方面までの文化をへんに吸収しておりますから、古典と特に青少年の間には大きな断絶といえます。距離があるわけです。それをどう埋めていくかということが仕事だと思ひます。おそらく私の予想では、年四回の公演などでもなかなかむずかしいのではないかと。そういうものをしばらくの間は保護育成ですからめんどう見なければならぬ。

国立劇場よりも高いものではやらない、お客が集まらぬから安くしなければならぬ、そういうことをやらないといけないわけですね。この面を考えると、何か入場料の關係以外の面で、いわゆる補助金とか、劇団団体あるいは個人に対する補助とかそういうところに力点を置いてめんどうを見る。そうすればおのずから自主公演の場合でも非常に安いものでやっていた。特に文楽の場合は、一つの配役に対して三人かかるわけですから、一人の役者で済まない、三人かかるのですから、経費は実際余分にかかるわけですね。人件費が三倍かかるのは文楽の場合は当然なんです。それから、そういう面を十分配慮していただきたいと思ひますが、その点から考えて、入場料の設定のしかたなどについていまして、お考えになつておるものがあるなら、それを伺っておきたい。

○村山政府委員 入場料は国立劇場でありますから、できるだけ低減にしたいという気持ちには持っております。しかししるがえつて考えますと、国立劇場でありますからには内容の充実した演劇を上演しなければならぬ。内容の充実した演劇を上演するにはやはり仕込み費も相当考えなければならぬ。それから俳優の出演料などにもして、国立劇場なるがゆえによそより安くするということわけにもまいりません。それからまた国立劇場の入場料は、他の独占企業と違ひまして、趣旨は多少違つても、形態的には同じような演劇活動が民間事業としても行なわれておることを考慮いたしますと、そういう民間事業の入場料とある程度の均衡、何と申しますか、民衆に近づかないようにという配慮も必要かと考えられます。そのような点を考慮いたしますと、一口に申しますと、固有名詞をあげて恐縮でございますが、歌舞伎座や明治座でやる場合より安くということも、それほど飛躍的には安くならないということになるわけでございます。一応そういう考え方で入場料は積算してございます。

○中嶋(英)委員 出発当初いろいろな問題が多いので、その経験の中から自然に国立劇場の運営というものはりつばになつていくことを期待するわけですね。したがって、運営の衝に当たる人々というのは非常に大事だと思ふ。とかく従来日本では芸術というものを非常に形式的に、観念的には尊重する。しかし、実質的にはあまり尊重してない傾向が全般にあるわけですね。芸術全般についてそういう傾向がある。あるいは骨とう品のものをいつまでも大事にして、活動力がなくなつたものでも古いものだということだけでただむやみやたらに大事にする。そういう面から、私は役員の問題というのは非常に重大だと思ふ。ですから、役員の陣容が何となく国立からお役人だけであるという問題がある。といって、他から入れる場合、芸術については明るいけれども、実際の劇場運営についてはほとんどずぶしりである。何人か入つて、お役所出の人の言うことを何でもはいはいて聞いておる。国立劇場つくつてもらつてありがとうございましてという状態で喜んで黙つて従つていくという老人を入れた。そんな陣容であつては生々脈々たる国立劇場の発展は考えられないと思ふ。そういう意味で役員の問題については、ほんとうに日本の伝統芸能というものを大事にして、これを育てていくという熱情のある人をこの役員の中に入れていく、そういうお考えがあるかどうかを伺いたい。

さらに、呼び屋などのよいえきになつてほしくない。外国の芸能であつてもすばらしいものである場合は、国際交流の観点からこれを使用するということがあるようですね。私もこれは反対しません。反対しませんけれども、とかく呼び屋の横行というものは日本の芸能界というものを非常に乱しておる。もつと逆に言うならば、確かに外国のすばらしい芸術は国民に親しまれていいことですが、けれども、宣伝や何かで、ばか高い三千とか四千というような入場料でなければ入れないものが呼ばれてきておる。これはとても庶民大衆のものにはならない。何か一部のみに張るか何かで盛んに流行している。一方で日本古来の伝統芸能というものは非常にみじめな状態で、まるで町の片すみのほりに追いやられていつて掃きだめ扱いを

されている、こういうアンバランスが出てくるわけでありまして、呼び屋の好餌にならないような配慮も十分していただきたいと思うのですが、この点についての何かお考え、対策があらになるならそれを伺って、私の質問を終わりたいと思います。

○村山政府委員 役員といたしましては現在の予算で会長、理事長、それから常務理事、常務監事、各一名、計四名の常勤の役員を予定しております。これは法案にありますように文部大臣の任命にかからしめてございまして、大臣の御判断によって十分御趣旨のようなことを含めて選考がされることを考えております。

それから、国立劇場の上演演目の海外のものを呼ぶ場合の配慮であります、実は国立劇場は、前に御説明しましたように、その構造につきましても、たとえば音響効果というような点につきましても日本の伝統芸能に最適のように設計されておりました、西洋の演劇、特にオペラを使用する演劇には不向きでありますので、外来演劇の上演は実にはかなり例外的に考えてございまして、ひんぱんに外国演劇を呼ぶというような機会はおそらく少なからうと思っております。しかし、もしありました場合には、御指摘のような点は十分配慮して運営してまいる所存であります。

○中嶋(英)委員 最後に政務次官に、特に役員の人事の問題については大臣の権限の中のことですから、いま申し上げたような点を十分配慮されることを大臣にもよくお伝え願いたいと思っております。

以上、私の質問を終わります。

○中野政府委員 大臣はただいま参議院の予算委員会のほうに入っております、この席におられます。ただいまのおこたは大臣によく伝えまして、御期待に沿いたいと思っております。

○八田委員長 この際、おはかりいたします。国立劇場法案について参考人より意見を聴取し

たいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○八田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、日時及び人選につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○八田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○八田委員長 文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。大原亨君。

○大原委員 簡潔に質問しますから、ひとつはつきりと明確に答弁してください。

私が質問をいたすのは、義務教育関係の老朽校舍及び不し詰め教室解消のための予算、起債に關係いたしまして、文部省と自治省に質問をいたしたいと思っております。四十一年度の老朽校舍をなくするための予算と改築の坪数は幾らですか。

○中尾説明員 お尋ねの建物の改築につきましては、四十一年度におきましては坪数にいたしまして約二十九万坪、金額にいたしまして七十五億三百三十七万六千円、前年に比しまして十三億増を計上いたしております。

○大原委員 これは文部大臣に質問したいことですが、次官からお答えいただきたいのですが、これは一般論であります。来年は御承知のように統一地方選挙なんです、やはり学校建築や起債をめぐりまして、たとえばPTAに集まってもらって、いろいろ説明をする、陳情を受けるというふうなことがよくある、そこで何かみやげを持って、無理やりに問題をのりこめよう、こういうことは身辺の問題で二、三にとどまらない、そういう政治的な圧力というか、一般市民や県民や国民の立場に立ち、あるいは教育の機会均等というような立場に立つてみると、公平さを失うようなことが行なわれておるのではないかと、行なわれておるはこれはいへんである、こういうことで、そういう陳情政治の弊害というか、そういう問題について、一般論をいたしまして、私は文部省のそういう問題に対する方針をひとつお聞かせいただきたい。

○中野政府委員 お答え申し上げます。

ただいまのお尋ねでございますが、一口に申し上げまして、文部省が予算を執行いたします場合には、陳情等を土台とした取り扱いは、私の考えから申しますと、絶対にあってはならぬと思っております。なお、私自身の短い体験から申し上げます。私も、兵庫県でございまして、兵庫県の側からいろいろと、たとえば屋体なら屋体をどこに設置するか、その他いろいろの問題につきまして、県内部で合法的に順序を立てて文部省のほうへ書類で持参いたします。ところがそれは別に、個々の陳情に類するような側面から直接接するものはいろいろと申すことがございまして、一切そういうものを取り上げません、すべて県の段階を通した序列、順序でなければ絶対にお取り上げしない、私自身はそのような態度をとっておりますが、先生のおっしゃる通りに、何か特殊な意図を持ち、あるいは特殊な希望を持ち、あるいは特殊な陳情その他によって公な予算配賦はあつてはならない、かように私考しておるような次第でございます。

○大原委員 私は一、二の例を持つておるのですが、一つの例は、これはいま地元で非常に大きな社会問題になっているのですが、広島市の鞆町小学校の改築に關して、広島市が四十一年度予算と並行して二千二百八十万円の補正予算を提案いたしておるのです。これは、私もその改築については賛成でありますけれども、その提案のしかた、内容の問題であります。手続の問題であります。つまり予算を計上しておけば起債がもたら

るんじゃないか、ある場合には国庫負担金がもたら

るんじゃないか、こういうことで予算市会等においてこれを計上いたしましたために、市会や市民や県民の中におきまして、行政の筋の問題といたしまして非常に大きな反響を呼んでおるわけでありまして、このようなことを事前に自治省や文部省が十分了承する、文部省は起債だけであるならば了承であらう、あるいは意見具申であれば、自治省は承認であらう、起債のワクの設定なら、そういうことについて、事前にそういう点について承認あるいは了承、上申等をいたしておる事実があるかないか、これは事実だけでよろしいから、自治省、文部省からお答えいただきたい。

○鎌田説明員 自治省といたしまして、事前に了承あるいはオーダーといいますが、内話といいますが、そういうものを与えた事実はいまありません。○中尾説明員 お話しの広島市の鞆町小学校につきましては、これは火災で焼失した学校でござい

ますが、これは資格の不足坪数というのを押えます、十分必要坪数がございまして、補助の対象とはなり得ないものと私どもは考えております。

○大原委員 起債の対象にも、義務教育諸学校施設費国庫負担法による、これは第三条の一項の一号、教室の不足数解消にも該当しない。あるいは第三条の一項の第七号の構造上の危険校舎にも該当しない、三分の一の補助の対象にもならない、その裏づけとなる起債の対象にもならない、こういうことではございませんか、そういうことであるのに、市議会において、予算が起債を前提として提案をされるというふうなことは一体どういうことなのかというところで、市長の説明あるいは一部議員の圧力というふうにいわれておるけれども、これは与野党を通じて議論になっておる問題です。

その予算を計上すれば起債に有利であるというふうな、そういう理解がなされておるやに聞いておる。しかし広島市内の市民の立場や父兄の立場、教育上の立場からいいますと、広島市内には原爆の直接、間接の被害によって、非常に戦後のバックその他等も多いわけだけれども、二万一千

乗せましたのは、やはり公平にかつ積極的にやっ
てもらいたい、あるいは不当な政治的な圧迫に
よつて、あるいは一部の宣伝によつて、一般

父兄や市民が迷ふことのないように、行政の筋
筋として通してもらいたい。そのことはそれぞ
れの各機関に徹底をして、かりそめにもそれに接
しておる人々が誤つた考えのもとに、そういう不
当な圧力あるいは陳情政治でむだづかいをする
ということがないように、折目というものを正し
てもらいたい。特に統一地方選挙あるいはいろ
んな選挙、また総選挙がこの秋にあるらしいけ
れども、それは与党に聞いてみなければわからな
いけれども、そういう総選挙等を前にいたして、
そういう不当なことが行なわれることがないよ
うにびしつとしてもらいたい。それを最後に、文
部省と自治省の見解を聞きまして、私の質問を結
わります。

○中野政府委員 先生のおことばのとおりと思
います。

○鎌田説明員 起債の配分につきましてはでき
るだけルール化をいたしたい。またそういうル
ールに基づきまして、できるだけ市と申しますか、言
い過ぎるかもしれませんが、そういうものが介
入する余地はなくしてまいりたいというのが、私
どもの年来努力をし、また反省いたしておるこ
ろでございます。

○八田委員長 二宮武夫君。

○二宮委員 参議院のほうで、大臣そのほか関係
者が動けないやうでございますので、実は三月十
八日に資料要求をいたしました問題に關連をいた
しまして、御質問をいたしたいと思ひます。

そこで、この際、そういう参議院との事情も勘
案をいたしまして、もし局長がいなところ、はそ
れにかわるべき者、責任者のいないところはそ
れぞれそれを補佐すべき者の陣容が整つてないよ
うに、そこにひとつ出席をしてもらいたいと思ひ
ます。

したがって、私は前もって質問の項目だけを申
し上げますから、これに必要な方はそれぞれ連絡

をとつて、十分準備をしていただきたいと思ひま
す。

まず第一番は、これは文部省の態度として、い
ゆる大臣の所信表明にござりました高等教育にお
ける私立学校の非常な重要性、こういうものに對
して、これは別途調査会等をつくつて目下研究中
であるといふことでございますが、この問題に關
して省内に統一した一つの今後の意見というもの
が、もし調査会の結論が出る前に困難だといふの
であれば、意見としてひとつお出しを願ひたいと
いうことが一点。

その問題に關連をいたしまして、従来公立ある
いは国立の学校に落ちた者が私立学校に拾われ
るの、公立学校に通つた者が私立学校に拾われ
行く者は経済的に親に非常な負担をかけるのだ、
こういう文部行政上差別待遇を心の中に持つてお
るやうなことは非常に困りますので、これらに
關連をいたしまして、ひとつ大学関係の当局から
の答へをいただきたい。

第三番目は、この前資料要求をいたしました問
題の中で、一体どのような態度でこの資料を出さ
れたのか、その資料の中にこちらとしてはまこと
に不満足な問題がたくさんある。この資料要求の
調査をされました責任者にその内容について質問
をいたしますから、ひとつ御準備をいたしたい。

第四番目は、学校法人国士館寄付行為というも
のの内容について少し綿密に究明をいたしたいと思
ひますので、それに対して詳しい方の御出席を
ひとついただきたい。

第五番目は、国士館における教授の罷免問題
について、これも資料には、私が考えておるのと
は違つて、ほんの一部分しか報告しておらないの
であるが、何らか意図的なものがあるのかどうな
のか、この問題も詳しくその内容についてお聞き
をしたいので、よくわかる人の御出席をいたしま
す。

第六番目は、この国士館大学の柴田学長とい
う、たいへんお年をとつたがごんごの総長のよ
うでございますが、この人の思想系統あるいは学

校における実践倫理、そのほか教育実績というも
のについて十分に検討をしないと、私はここで勉
強してゐるところの一万人の学生諸君が、心底か
らこれに心酔しておるのかどうかということに
ついては疑問がござりますので、この思想系統
そのほかについてお聞きをいたしますから、これ
は杉江さん朝日新聞の記事を見ますと、私も交
渉してみたいという意見が談話として出ておるよ
うでございますから、大学学術局長の意見として
ひとつお聞きをしてみたいと思つております。

それから学校法人でやつておる私立学校は、は
たしてその定款において日本のいまの憲法、基本
法あるいは学校教育法というものをほんとうに
守つておるのかどうか、その実態把握をして
おるかどうか。もしこれを守つておらずして日本
の憲法を否定をし、教育基本法を否定をし、学校
教育法を踏みにじるやうな教育をやつてゐる場合
には、これは私立学校に對する六十二條の発動が
できるのかどうか。その学校法人に解散を命
ずるという権限があるわけですが、あるいは
は職權に付するといふやうな問題もあるわけだ
が、そういう問題についての権限のほどをひとつ
お聞きをしたい。

第八番目は、資料の中には顧問というものの
名称は何ら報告をされておらない。ところが昨年
私が質問した際にはちゃんと名簿の中に顧問の名
前が明瞭にあった。佐藤総理以下財界、政界の知
名の人の名前が羅列してある。石井法務大臣も
その中に入つておる。こういう顧問としての責任、
これは政府の一つの責任にもなるかと思ひので
すけれども、法務大臣が顧問会長としてその学校
に行つて大演説をぶつておる。そういう事実もご
ざいますので、もし必要があれば私は顧問を参考
人として呼ぶことも考えておるのですけれども、
も……。

その次に問題になりますのは、この学校におけ
る学生諸君の人權が不当に侵害をされておるは
ないかという問題でございます。あるいはその学
校の運営の中で、懇親会を持つことを拒否したり、

あるいは学生に對して学校教育法で禁止をしてお
る、懲罰を科してもいいけれども体罰を科しては
ならないといふこの項目を私は踏みにじつておる
のではないかという問題も、学生諸君の待遇に對
して不当な人權侵害の事実があるやうに考えてお
りますけれども、それらの問題についてもぜひ
ひとつ御説明をいただきたいと思つております。

その次に、教育基本法の第八條から考へて、
法律で定められた学校においては特定政党を支持
するところの政治活動をやつてはならないといふ
規定があるが、この学校には選挙権銀行俱樂部と
いふ一つの選挙権行使の政治結社が届け出をされ
ておる。そしてこれに對しては強制加入をされて、
もしこれに違反をする者に対しては懲罰を科す。
まことに偏面的な政治教育が行なわれておるよ
うに思ひわけですけれども、この選挙権銀行俱樂部
については昨年にも触れましたので、その後十分文
部省としても研究済みだと思ひますから、詳しい
御説明をいただきたい。必要とあれば自治省の選
挙局に来てもらつてもいいと思ひます。

これらの問題を含めましてひとつ御質問を申し
上げたいと思ひますので、それぞれ責任者がいな
いところについてはひとつ十分答弁のできるよ
うな準備をお願い申し上げたい、前もって項目だ
けを申し上げておきます。いいですか。

○杉江政府委員 国士館のいま御指摘のやうな問
題点について、実は文部省の所管としては主とし
て管理局と大学学術局の両方にまたがった問題で
ござりますが、私学の問題は純教育の問題を除いて
は主として管理局で扱つておる現状でございます。
したがつて、私が答へたいと思ひますのは、この中
で純粹に教育に關することについては私の責任で
お答えをいたしたいと思ひますが、そのほかの諸
問題については主として管理局で扱つておるま
じり承を得たいと思ひます。

管理局の局長、課長はただいまほかの委員会に
出ておるやうでございますので、そのこともお含
みいただきたいと思います。

○二宮委員 私、前もって申し上げたのは、もし局長がいなければ、そういうことを勧案をして、局長以外の方で答弁のできる方を準備願いたいというのを申し上げたのです。それくらいはできるでしょう。それでもないというのですか。

○杉江政府委員 管理局局長は間もなくこちらに来るそうでございます。

○三木(喜)委員 ちょっと関連ですが、大臣はどうですか。

○中野政府委員 大臣はきょう参議院の予算の総括の質問の日になっておるので、そちらへ行っております。

○三木(喜)委員 午後になればおいでになりますか。

○中野政府委員 その点いまだで申し上げかねますが、一ぺん連絡をとります。

○二宮委員 一昨日河野委員から私立学校の問題についていろいろ質問をいたしましたところ、大臣は、私立学校法の一部改正の必要があるのではないかと、こういうような意味の御発言があったと思うのですけれども、大学問題については援助して介入せず、ただし所轄庁としてやるべきことについては、その域を脱しない範囲において、やれる範囲は調査もし、あるいは資料も持っておる、こういう程度の、あまりに野放しにしない、しかも介入もしないという非常に微妙な問題があらうかと思ひますけれども、やはり所轄庁としての責任だけは十分準備をしておく必要があるというふうに主張してまいりましたけれども、大臣の所信表明にもございましたように、特にベビー・ブームが大学に押しかけておるといいますの段階におきましては、大学並びに高専を含めての高等教育については、私立学校の重要性を特に強調されておるのでありますが、政務次官にお尋ねいたしますが、先ほどちょっと触れましたように、文部省としてどうも公立、国立の大学には非常に多くの助成をする、あるいは国としてめんどろを見ていくけれども、私立の大学というものは、その財政的なものは自分でかつてに借金をする

なり、入学金を取るなり、あるいは授業料を増すなり、そういうことでまかなうのがいいのだ、こういうような考え方をもち、どうかすると冷遇をするという傾向がある。そこで早稲田大学そのほかに、これは他のものも入っておると思ひますけれども、いろいろな問題があるわけであるし、父兄の負担の軽減という問題から考えましても、大学の選択いかんによつては父兄の負担のバランスといふものは非常に不均衡という状況にあるわけがあります。そこで政府としても早急に臨時私立学校振興方策調査会というものをつくつて、その対策について中間報告でも急いで出したというふうな意欲はあるやに聞いておりますし、私どももそういうものの特別委員会をつくつて、それらに対する振興策を現在検討中であるのでございます。

私は、いろいろな学園とかあるいは社会的な通念を越えて国の子供を教育しておる、大学教育をやつておるのだ、したがって大学の教育水準を高めるといふことについては、一國の文教政策の責任者である文部省がやはりその責任を持つべきであつて、これらに対しては抜本的な改革をやらなかつて、その面についての差が非常にいつてくるのではないかと、この心配があるわけでございますが、そういう調査会の意見を出す前に、文部省として一つの意見を出すわけにはまいらない、こういうふうな意見にならうかと思ひますけれども、大筋としては、省内の意見として、私立大学の主体性を尊重するといふ意思の表示はございましたけれども、それに対して、もう少し突っ込んだものの考え方、これを一つお聞かせをいただきたいと思ひます。

○中野政府委員 お答え申し上げます。今日入学問題等に関連をいたしましたので、国立、私立の大学に関するものもろろの問題が非常に世間で議論をされておるのでございまして、ただいまおことばの中にもございました私立学校のみをとらえてみましても、私立学校の現状、将来どうあるべきか、あるいは同じわれわれの子供でありなが

ら、たまたま私立に行つたことによつて国立、公立に入学した子供よりも現実いろいろと経費その他の負担が増大をし父兄を困らしておるといふようなふうに、いろいろと私立大学そのものにつままして今日問題が山積をいたしておることはおことばのとおりであらうと思ひます。いろいろな理屈はございまいしうとも、とにかく私どもの子供の学びやすいよう、父兄が子供を勉強させやすいようなあらゆることをすることが文部行政の衝にある者のつとめであることに間違いないと思ひます。大臣も申されたと思ひますが、臨時私立学校振興方策調査会というものができたゆえんのも、やはりそういう問題の解明、解決のためであらうと私は存じております。

〔委員長退席、谷川委員長代理着席〕

ところが、いろいろな私立学校問題が深刻になつておる場合に、任期がどれくらいあるから二年なり三年あるから、それ一ぱいかけて答申をやるというふうな手間ぬるいことはできないので、中間報告のような形式であらうともなるべくすみやかにその調査会の具体的な答申を得たいといふことに間違ひがございせんが、それにかかわりなく文部省は文部省自体として、少なくとも明年度予算編成の——明年度と申しますか、昭和四十一年度がきょうから始まつたわけでございますが、次の予算編成の時期までには私立学校の振興対策について文部省自体の自主性のある前向きな態度を打ち出さなければならぬと、私自身はさうに存じておりますが、なお足らざるところはほかの政府委員のほうからお答え申し上げたいと思ひます。

○二宮委員 具体的な内容に触れましては、対策特別委員会がございまして、なかなか申しにくい点もあらうと思ひますが、いまの精神を私立学校の経営費や従来見捨てておつたところのそれらの問題につきましても十分考えていく、あるいは非常に高い利率でもつていろいろな借金をしておる。寄付金がふえたといつても、その寄付金は実は借りたお金を寄付の形でもつて学校設立のために申

請をしておるといふような場合もある。そういうものを文部省のほうでは、寄付が多くなつた、こういうような誤解をしておるといふような問題もあるように聞いておるわけでございますから、非常に苦しい財政の状況にあるという自覚、この内容についての検討を十分に次の予算時期までも具体化するようにお願ひを申し上げます。

大学局長にお尋ねしますが、国公立の大学で本年度の入学試験を終わつて収容し得る人員は大體概数幾らですか。

○杉江政府委員 約二十万でございます。

○二宮委員 それに対する専従の教授の数は大體どれくらいですか。

○杉江政府委員 国立だけで約三万でございます。

○二宮委員 管理局長にお尋ねしますが、私立の大学で本年度の試験を終了して収容し得る人員数並びに国公立と大體比率を同じにすると思へば、どれくらい教員数があつてしかるべきである。それに対して実数は一体どれくらい教員数を持つておるのか。専従の教授、助教授、そのほかの職員を含めての数について、大體の数でよろしいが、いま国公立が二十万に対して、二万九千、約三万といふますけれども、大體二万九千だと思ひますが、それに対して私立のほうについてはどういう計数になつていますか。

○天城政府委員 本務教員の国立と私立の比較でございますけれども、本務教員一人当たりの生徒数、いま手元にございましては、そういう資料でございまして、恐縮でございますが、大学では二八・三人、国立の場合には、これは研究所を含んだ数字になつておりますので、ちよつと的確な比較ではございせんけれども、七・九人、そういう比率になります。

○二宮委員 収容人員は幾らで、実数は幾らで、大體私学として、私学の大学の教員を推進するに必要だと思はれる教員数は、どれくらい確保したらよろしいと思はれておるのか、その具体的な数字を聞いています。

○天城政府委員 恐縮でございますけれども、あ
るべき教員数というのは、いまちょっと手元にござ
いませんで、後ほど御報告申し上げたいと思
います。

○二宮委員 それはひとつ十分御調査をいた
ててくださるが、私の調査によりますと、大体私
立は、本年度の試験を終わって、七十万の学生諸
君を収容しておるといふ割合になるようござい
ます。そしてこれに対する実際の教員数は二万な
いし二万一千しか教授の数を確保しておらない。
教育水準を高めるといふことについて、国公立と
多少の差はあるにいたしましても、それにほぼ同
率の教員を確保するとすれば、八万四千ないし八
万五千の教授数を必要とする、こういう事態にあ
るのが、私はいまの私立学校の大学の事情ではな
いかというように考えておるのです。もしあなた
のほうで専門的に調査して、この私の数が間違っ
ておるとすれば、ひとつ御修正をいただきたいの
です。

そこで次官にお尋ねをいたしますが、いまこの
ように管理局長でさへも、私立大学の人数を、一
体どれくらい収容しているのか、そしてこの大学
の教育水準といふものを維持するためにはどれく
らいの教授数が必要であるのか、一体現在どれく
らい確保しておるのか、こういう数さえも文部省に
把握できないという状況では、あなたが、
いかに私立大学を振興するために抜本的な方策を
今後考えよう、こういうようなことを申ししまし
ても、その基礎になるべき数が、こういう全く基
本的な数が確保できておらないという状況では、
私は、私どもはおっしゃることがなかなか信用で
きないのです。そのような実態ではなかなか信用で
きかねるわけでございます。

しかし、これはいま天城さんのところないとい
うだけで、おそろく調査すればすぐできる問
題だと思ひますから、きょう答弁できないとしま
しても、そういう文部省の私立大学に対する実情
の把握であるという実態を、この際次官は御認識
いただいて、官公立については十分に資料を把握

しておるけれども、私立の大学についてはまことに
ずさんなものであるというこの実態だけは、こ
こで十分肝に銘じておいていただきたいと思ひ
ます。

その次にお尋ねいたしますが、これは管理局長、
私はこの前具体的に資料要求をいたしました中に、
私は故意とは申しませんが、非常に不満な問題が
多いわけなんです。この調査の実態といふのは、
どのようにして御調査になったのか。それのいか
んによつてあるいは私も邪推をしなければならぬ
問題も出てくるのですが、そういうことのないよ
うに、ひとつ局長のほうで調査されたいきまつた
ついで、私にわかるように御説明願ひたい。

○天城政府委員 委員会ではいろいろ御質問ござい
ました点につきまして、私たちが詳細存じていな
い点がございまして、一応私立学校法の六条に
調査、報告を求めるところであるという根拠がご
ざいまして、実際問題として、私立大学の事情を
何うとせば、まず学校に説明に来ていただくとい
うやり方にならざるを得ない。したがっていまし
て事実上のお話し合い、状況を伺うということから
いつも始まるわけでございます。この前御質問が
ございましたいろいろな点に關して、先生のほう
から資料を提出するようというお話でございま
した。したがって、これも同じように私たち明かにして
いない点がございまして、大学当局の方に來て
いただきまして、いろいろ事情を聴取して、その
聴取した限りのことについて御報告を資料として
提出した次第でございます。

なお、特にこの前の委員会、二宮先生からあら
ためてこういう事項という事項についてさら
に事実についての調査をするようにというお話が
ございましたので、これにつきまして三月の二十
四日付で、前の調査に重ねて調査をいたしました
ために、文書をもつて国土館大学にあつては事項を依
頼したわけでございます。これにつきまして学校
側からも関係の方がおいでになりまして、私ども
担当官にその間の事情について文書質問に対する
回答をなされておられますので、それらの点は私

たちメモとして全部とどめてあるのでございます
が、大体私立学校に対する調査のしかたは、こ
ういうやり方をいたしております。

○二宮委員 昨年四月に私が質問いたしました際
に入手いたしました特に大学の報告という項目の
中に、たとえば給与の問題について私はお尋ねを
いたしました。その際に、去年の四月の大学の報
告によりますと、「採用時に被採用者の要望と公
務員給与を参考とし、年齢、職歴、経歴などに基
づき決定する。大体早稲田大学の給与額の八割な
いし九割程度を基準とする。なお、本年四月から
早稲田大学の給与を参考とし、給与体系を整備し、
工学部と体育学部、政経学部間の均衡をはかるべ
く検討中である。」という報告を昨年の四月にも
らつておるのです。今回あなたの方で文書を
もつて報告を求めたといふものの中に、この給与
の問題については一切報告が出ていない。この未
提出の給与問題についていつごろまでに提出がで
きるのか、少なくとも公的文部委員会において大
学の報告として私が読みましたような報告を私は
昨年、一年前にもらつておるのです。そして一年
たつてなお私が再度資料の要求をいたしました際
にその資料がまだ出てこない。これは、私が察す
るところ、早計かも知れませんが、昨年四月
月の報告といふものは単なる文章であつて、その
後給与について検討中というその給与体系といふ
ものが、はたしていま読み上げたような学歴
や経歴やそのほかによつて、本人の希望等も聞い
て、そして給与体系といふものをつくつておる
のかどうであるか、その努力はなされておるかど
うかといふことは、残念ながら私はその努力を認
めるわけにはまいらない。もしこれができるなら
ば、その意思があるならば、一年たつた今度の報
告の中に、この給与の報告というものが、私は求
めておるのですから、当然その結果として何らか
の形で出てきてしかるべきだと思ひます。この
未提出の分については一体いつごろ提出の見込み
がありますか。

○天城政府委員 給与の問題につきましては、御
指摘のとおりよりないきさつがありまして、今
度も私たちが重ねて給与関係の資料の提出を求めた
わけでございます。大学側としては、今年の報告
にもあつたように、なお現在給与関係の改定の仕
事を継続中だといふことでもございまして、最初資
料は出なかつたのでございまして、それにしても
改定の方角とかあるいは少なくとも現状、考え方
等についてはいろいろ進んでおるものなら、その状
況でもいいから出していただきたいといふことを
重ねてお願いいたしました。これはたいへんぎり
ぎりになつたのでございまして、実はいま現在の
給与水準、給与算定の基準といふことと、それか
ら本学における給与の改定の方針といふ資料を今
朝学校側から届けていただいた次第でございま
す。

○二宮委員 きょうはまあエープリルフルとい
う日ですから、どういふことを言われるかわかり
ませんけれども、少なくともこの問題が文教委員
会で取り上げられて、一年たつたのに四月一日、
日をきめてその給与水準が報告されるということ
についてはどうも私も信用しかねる面があるわけ
でございます。

そこで、まあ途中で天城さんおかわりになつた
のにちよつと無理な質問だと思ひますけれども、
私は義憤を感じますのは、昨年四月、あれほど私
どもが文教委員会で国土館大学については大臣
もいろいろ知らなかつた問題があつた。そして
不当解雇、傷害事件も起こつた。それでこの大学
についてはその後何となくもしあなたの方で
いろいろ強制的にやることができない、私立学校
の主体性を尊重するといふのであれば、何らかの
機関を通してあるいは政治的に、あるいは懇談的
にいろいろな面で反省を求めるといふ必要は、私
はあつてよかつたのではないかと。ところが、私の
感じておることは、昨年四月、私どもが文教委員
会でこの問題を取り上げましたら、とたんにその
後なお解雇の問題は一そり拍車をかけておる。同
時に、学生に対する体罰の問題についてもある

は無期停学、停学、というふうなものについても何ら反省の色がない。これほど文教委員会なりあるいは所轄庁であるところの文部省がばかにされておるといふ状態は私にはないと思ふ。全くの私どもの善意によるところの忠告というものの対して耳をかきとしない。私は文部省と国士館大学との間に何らかのくされ縁があるのではないかとさえ邪推したくなる。これはのちにお尋ねしますけれども、理事の中にかつての文部省の高級公務員がいる。現職の参議院議員であるところの高級公務員がいる。何もなか抜けになるのか知らぬけれども、認可のできないうちにこういう学生の募集をやつていろいろ新聞発表しておるといふような事実もある。私はいさ少し謙虚な気持ちで——文教委員会と真剣に問題を討議されたという場合には、一年間の余裕があるのですから、私はその次の日でも一週間後でも、少なくとも文教委員会とてこういう問題があつたぞ、そういう気持ちで、これは法的あるいは強い力に基づいてではなくても、国士館大学に対して反省を求め、柴田学長に対して反省を求めるといふこと自体は、そういうことをやることは何ら学校の主体性を損害するものではないと考えておる。

そこでなおお尋ねいたしますが、資料の中に解雇職員、解雇された教授の問題についての資料を求めた。ところが文部省のほうから出してまいりました資料を見ますと、三名の教授が出ておる。これは四月と何ら変わりがない。ところが實際問題としては、佐藤教授に三上教授の三名、これは三十九年九月——十一月にかけて解雇されておる。これは目下東京地裁で身分保全の仮処分が審理の進行中でございますが、その後において昭和四十年の四月に村岡、笹島という二人の高等学校の先生方がこゝで解雇されておる。四十年の十一月二十七日には桑田、今川そのほか五人の教諭がまた再び解雇されておる。最近に至つては四十二年二月十日に民主化運動といふ学校、学校の懇親会を開こうとしていろいろ主唱したところの鹿島宗二郎という中国経済の教授がこれまた解雇

されておる。一体この三名以外の解雇された教授の資料といふものをなぜ出さなかつたか。あなたのほうでは全然関知してないのですか。この学校のしきたりは、あなたは解雇しますよといふことだけで終わつておるのだ。實際の状況をあなた方は御承知でしょう。解雇の辞令、あなたはやめさせますよという理由をつけての辞令を渡したという例はいままでない。教授会にもはかつてない。柴田という学長がお前は首だといへばそれでその学校を解雇になつておる。しかも私に出してきつたところの文部省の報告を見ると、佐藤教授は解雇してないといつておる。ところがその佐藤教授に対しては私立学校の共済組合の加盟証を返せと言つてきておる。これは事実解雇であることに間違いない。とかくの理屈はつくかもしれませんが、少なくとも私は公正なる文部省が私ども文教委員会の決議に基づいて資料を要求したものに對して、何がゆゑに去年の三名しか出さずに、その後行なわれたところの数名の教授の解雇といふものを隠しておるのか。あるいはそれは調査し得なかつたのか。そういうところに私は、私どもが努力しても努力してもなお国士館大学といふものが明朗化されてないところの原因があるのではないか。文部省も一方をかついておるのではないかとさえ疑いたくなるほどの調査なるものはずさんである。局長どうです、あとの問題は。

○天城政府委員 先ほど調査のやり方について御報告申し上げましたが、一応学校側に来ていただきまして、いろいろな事実問題を伺うというやり方を最初にいたします。それで学校側から知りたものについて御報告を国会にもいたしたわけでありまして、重ねてその後も二宮先生のほうからいろいろな問題についての資料の御要求もございましたし、私たちがなお十分事情が聴取しきれない点もあったと思ひましたので、先ほど申し上げたようにあらためて文書でもつてこれらの点についての報告を求めたわけでございます。時間がたいへんおくれたのですけれども、三十日付でいまの解雇問題につきまして、佐藤英夫、佐藤嘉

祐、三上弘之、鹿島宗二郎、村岡要、笹島賢二郎、桑田博、今川八策、この八名の方々の解雇理由につきまして報告をいたささせていただきます。四月一日ですが、その後にはあらためて八名の解雇者があつたといふことの資料を追加されるわけですね。理由についてお調べになつておられますか。

○天城政府委員 私たちこの解雇問題につきましては、解雇または退職の事由とその事情といふこととお尋ねしまして、学校側からはいま申し上げたような個人個人についてその事由、状況について八名の方についての報告をいただきました。

○二宮委員 学校側の理由としては、それはいろいろ個人に公開の席上ではいろいろ言ひにくいような理由があるといつておるかもしれません。そういうことをやりかねない学校側の態度ですから、私はその内容がどういふ理由で解雇されたかといふことをこゝで重ねて質問をいたしません。少なくとも私どもに出す資料の中に三名しか出さずに、三十日に来たものがいま局長から報告される、これはやはり文部省も早急にそういう資料といふものは私どものほうに——資料要求して相当長いのですから出してもらふべきであるといふように考えております。

そこで、私はお尋ねをいたしますが、この定款ですね。寄付行為そのものはその後変更されておりますね。

○天城政府委員 四十一年度から法、文学部が新設されましたので、その点につきましては、従来の寄付行為について一部変更がございます。

○二宮委員 先ほどちょっとお尋ねして御答弁がなかつたのですが、これは杉江さんにお尋ねしますが、三月の十三日に朝日新聞の社会欄のトップに国士館で学園民主化運動というたいへん大きな記事が出ておるのですが、その中に杉江さんの談話として、率直に反省を求めたい、場合によつては学長と話し合ふことも考えている、こういうふうに、その場を満したのか、あるいは真意を吐露したのかわかりませんが、言われておるので、あ

なたを信用してお尋ねしますが、学長にお会いになりましたか。

○杉江政府委員 この問題ではお会いしてありません。

○二宮委員 今後会う意思がありますか。

○杉江政府委員 状況によつては会うことも考えております。いふ具体的な日程は持つておりません。

○二宮委員 状況といふのは何ですか。こういう問題があるから新聞社の方からあなたの御意見を聞かれたのでしょう。これはお会いになつて聞かれたのか、電話で聞かれたのか知らないのですが、少なくとも、大学局長が、学校は率直に反省としての談話をすよ。しかし、これで、場合によつては、といふのはあり得ないのです。この場合に、あなたはこういう場合に会おうと言つたのだ。それよりほかの場合といふのは何ですか。こういうことがあるといふことを聞かれたら、こゝでひとつ反省を求めて私も柴田さんにお尋ね、あなたは柴田さんを説得する力があるとお考えになつておるんだらうから、一ぺん会おうと言われているのだ、これでお会いにならないといふことになる、これはごまかしたことになる。場合によつては会いましょうと逃げ口上を言ひ筋合ひのものではないはず。こういう運動が起つておられます。いろいろ問題があるからどうですかと聞かれたら、場合によつては会いましょう。この場合のことを言つておるのではないのです。この場合局長として新聞発表したら、発表したものに對して責任を持ちなさい。あなたとお会いになつて、学長さんに、こういうことでは、と言つて、あなたのお考えを述べて、新聞で発表されたように局長としての態度をとるべきではないですか。

○杉江政府委員 実は私立学校の問題については、最初に申しましたように主として管理局の問題でございます。私のほうとしては教育問題、そ

これから大学学部等の設置の問題について関連いたしておきます。この記事に関連いたして、実は私、いままでも大学設置の際においてお会いしたこともあり、それからまた設置審議会の方と私のほうの事務当局の者と一緒にお会いしたことがある。そういうようなことを申し上げ、話のついでに私は出したように記憶いたしてあります。で、これらの問題について、私は率直に大学としていろいろな反省していただきたいという気持ちをお伝えし、また、いままでもお会いしたことがあります。今後とも私のほうの関係で会うということがあれば、そのときはお会いします。こういうふうなことを申し上げたわけでありまして、特にこの記事そのものについて、全般的に私が窓口として会うというふうな強い意向で申し上げたわけではございません。

○二宮委員 もう少し熱意を持ちなさいよ。あなた、そういうことを言われるのならお会いして、国士館大学の教育を民主化するために、いろいろ前から関係があつて、お力になる面があるのならお会いになって説得することは、やはり一つの方法ですよ。そういうことをやる必要があります。さつき天城局長にお尋ねしたのですが、昨年私どもが言つてから後に少しも反省の色がないというのを私は申し上げたのですが、昨年文教委員会がこの問題を取り上げられた後に、文部省としては国士館大学の幹部の方、あるいは理事長、そのほかにお会いになって、ただ記事を通して、速記録を通してということではなくて、何らかそこでお話し合いをして、相当に文教委員会でもこの問題についていろいろ話があつたぞということ、真意を伝えて、そして国士館大学の今後のあり方について、いま杉江さんの言われたような反省を率直にさせるような措置をおとりになったことを聞いておりますか、あるいはあなたがやつておりますか。私は逆にさつき言つたように老いの一徹で意地になつておるのではないかとさえ思われるような筋合いがある。したがって、私はその辺をひとつ文部省のやわらかい気持ちでお会いになつてお伝え

をするような責任を感じてやられたかどうかということに對して、当時大臣は愛知さんでしたが、愛知さんともいへんびっくりしたような気持ちであつたときに話を聞いておられたのですが、そういう文部省の努力があつたかどうかを、ひとつそれは簡単でいいですから、おそろくやつていないだろうと思ふのですが……。

○天城政府委員 まず私のことから申し上げまして恐縮でございますが、私は直接そういう機会をまだ持つておりません。ただ、私のほうの担当の者が従来からいろいろな私立大学と接し、関係が深いものであります。その担当者は、大学の関係者に、国会で取り上げられておる趣旨とか、いろいろそういう趣旨を十分伝えながら必要な資料の提出等についてお話し合いをしております。そういう趣旨は私にはわかつておりましたが、私自身あるいは大臣がそういう意味で柴田学長と懇談をしたということはございません。

○二宮委員 時間がありませんから簡単に尋ねたいのですが、この学校法人の目的の中には、第三条に、この法人は教育基本法及び学校教育法に従ふということが明瞭にうたつてある。そこで、政務次官にお尋ねをいたしますが、いろいろの投書や電話やその他の聞きまします、学長は七十何歳ですが、なかなかくしゃくしゃとしておつて、いろいろ講話をされる場合にすわつておるといふ二時間ぐらゐすわらせる、あるいは演説を始める三時間四時間も五時間もかかり、その間に生理的な現象が起つて嘔吐と、嘔吐したものを引っぱり出してみんなの前でたたく、平手打ちを食ふせつという。平手打ちといふことはいろいろなものの中に一つあるのです。そこで、私はちよつとお尋ねをしておきたいのですが、学校教育法の十一條だつたと思ふのですが、監督庁の決定に従つて、懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。こゝになつておる。体罰を加えることはできないといふことは平手打ちをしてはならぬといふことになると思ふのですが、どうですか。

○杉江政府委員 そのとおりであります。

○二宮委員 そうすると、その柴田という人は、これは何十人でも前に引っぱり出して平手打ちを食ふせつするのだらうですが、教授をなぐつたのは刑事問題になつて目下捜査中ですから、これは別といたしまして、これはほんとうに戦前の教育の中には、あるいは戦時中の教育の中には、私も体験をしたことがある問題でございまして、私どももいまなおその考え方は全然変わつておらない。そしてそれをやること自体は、ありがたうございましてと言つて頭を下げて帰るというふうな教育は、この人が塾をつつた当時はそれでよかったかも知れぬけれども、その後一万人という総合大学に発展をして、その内容そのものが近代化されておらずに、学長はすべて高等学校の校長、大学の学長、応援団長、柔道部長、何々部長といふものを一人で背負つておつて、そういうものの中でも自分の言ふことに反する者があれば、あるいは批判する者があれば、おまえは首だといつて先生をやめさせる、おまえは出ていけといつてたたく、こゝういふ中で教育が行なわれておるといふことについては、それを喜んで受けておる何百人かの生徒はいいと思ふのです。自分で好きな学校を選んでやるからいいと思ふのですけれども、無理にいやいやながらさせられておる子供が一人のうちに何人かあるといふことになる、これは私は教育上重大問題だと思ふのです。その柴田さんをたよつて、柴田さんでなくてはならぬといつて涙を流していく組はけつこうですけれども、そうでない組は無理にさせられて、それがうまくいかぬと卒業ができぬ、進級ができぬ。実践倫理学といふものをやつて、実践倫理の単位といふものがあるのです。私はこの前要求しましたら千円もするのだ、四十人に配つたら四万円もするからというので、国立図書館へ行つて借りて読めというから借りて読んだのです。もちろんその書物の中に一貫をして流れておるものは、これは全く戦前の教育と何にも変わらない。敗戦といふ事実があつたといふこと、日本で平和憲法といふものができた

といふこと、民主主義教育といふものがいま日本の命題であるといふこと、生徒や先生方の個人の人格が尊重されるといふことが基本であるといふようなことは、何らこの中にはないんです。ある程度思想の固まつた人にこれを讀まして批判をさせるためにはこゝういふ本もよろしいと思ふ。ところが、これを教科書に使つておるんですよ。そしてこの意思に反した答案を書いたものはみなベケなんだ。学校を卒業させない、この実践倫理の単位をとらないと卒業できない、こゝういふことをまだ精神的に頭のやわらかい中学校、高等学校、大学、大学院という思想の固まらない生徒や学生諸君に、これを頭から押えつけて、絶対これを讀まなければお前には単位をやらぬといふのは、思想、信条のいかにわからぬ平平等であり、差別待遇を受けないといふ憲法第十四条の精神に違反しておることを考へておるんですが、この点政務次官どうですか。

○中野政府委員 実は残念ながら私は国士館大学の問題につきましては、何も知識、知恵がございません。ただいまのお尋ねでございまして、はなはだしき変わった教育の実態のように私ここで拝聴いたしましたのでございまして、十分検討いたしたいと思ひます。

○二宮委員 中野さんは初めてですから少々変わったぐらゐに思つておるかもしれぬが、少々ぐらゐの変わり方じゃないんです。私は、うちの前の委員長の鈴木茂三郎先生が同級生だといふから、また、この書物を讀むと、鈴木茂三郎、鈴木茂三郎といふのがたびたび出てくるから、特に先生に、この人は一体どういふ人ですかと一ぺん聞いてみた。ところが、これはとてつもないやつだ。鈴木さんのことを盛んに悪く書いておるが、思想が合いませんので悪く言うのは当然だ。また、全部の各学校における教員の中で左翼思想の持ち主はこゝういふ先生だとみなこの書物の中に書いておる。こゝういふ外交政策としては、日ソ不可侵条約を一方的に破棄したところのソ連に對しては、当時の満州における二十億ドルの日本の権益あるいは財産をなくし

たその代償として、ウラルから東の方のシベリア全土を日本に割譲すべきであるという主張をしておる。それから共産党、社会党は全部非法化して、それは全部中国やソ連に引き取らせるがよろしい、こう書いてある。これは日本の憲法のいまの精神からいって全く矛盾した、相反したところの意思でもって一貫しており、赤毛虫と言っておる。赤鬼のソ連、青鬼のアメリカだと言っておる。カーサーから追放されておるんですから、マッカーサーの占領政策をすいぶん批判しておる。あなた方もすいぶん悪く言われておるんですよ。中央官庁の豚が服を着ておるといふので、ことばをきわめてすいぶん悪く言っておる。私はさういふような者は教員としての資格はないと思つておる。これは学校教育法の八条か何かにありますけれども、その項目を引いてきて、これは教員の資格はないと思つ。特に私もいろいろ注意をして忠告をいたしました後に出ておる四十二年二月七日の学校の揭示板を見ますと、この教科書を買わない者には後期の試験を受ける認可証をやらぬぞと書いてある。同時にあとから出てまいりますけれども、選挙権銀行俱樂部というものの負担金二百円を出さない者には試験を受けることの許可証をやらぬと書いてある。うそだと思つたら写真がある。ちゃんと写真にとつておられますけれども、さういふことを言つて、生徒の自由を束縛しておるわけですか。そして、もしそれを受けられない者は、学校から通学の証明書をやりませんから、学生の諸君は普通の乗車券を買つて学校に通学しなければならぬということになる。学校のいろいろな学科を新設する際の申請のその土地の利用のしかたにつきましても、詳しく申し上げますと、まことにインチキキわまるものがあるのです。さういふような考え方を持った人が、いまごろになつて、七十四歳になつて、思想的な革命をして、さきの佐藤総理に対する佐々木委員長に質問じゃございませぬけれども、佐藤総理に、いまから社会議員になつてくれと言つわけにはいきません。これは七十四歳の柴田さんに、い

まから思想を改めろと言つても、死ななければ直らぬのですから、私はそれは言ひません。三十をこした者は性格上の変更はないといわれておるのですから、七十四歳の戦前派にさういふことをやれとは、私は望みいたしません。ただ、一万人の生徒をあずかつておる校長、総長、学長としてあるいは館長と呼ばせておる。さういふ者を学長、館長、校長として持たなければならぬ子供のかわいさうな立場といふものは、私は見のがすわけにはいかぬ。さういふものを黙認をして、さういふ学校法人をそのまま認め、これで文部省は学校法人に対する許可権を持つておるといふことになれば、これは文部省に對しても、私は非常に文句の言いたいところなんです。これは絶対許容できない。私も毎朝辱されたといふこと以上に、この自由なるべき思想の子供に對して、さういふ強制的な、これを買わなければ卒業させないぞ——私のところに新潟県から電話がかかつてまいりました。実は私の子供が国士館に行つてゐるんだが、一体どうしたものであらう、さういふ電話がかかつてまいりました。手紙も来ております。まじめな子供から手紙が来ておる。その手紙の中を読んでもみると、試験の際には、どうせおれはこの学校には長続きはせぬのだから、もし成績が悪いとおれのメンツにかかわるので、おれは廊下に出ておるから、その間にだれの答案を見てもいいからいい成績を取れよと言つて、先生は廊下に出る。学校の先生が足りないもので、大学から生徒をもつて先生にかえる。それは一週間に一べんぐらゐの問題ではなくて、一年間ぐらゐはそれをやるといふのです。さういふめちゃくちゃな大学といふものを、私は学校法人として許すわけにはいきません。生徒の名前を言つたり、いろいろあひますから……。副館長であるところの柴田さんの子供は、おれの学校はごみたためだ、全部の学校に通らないやつはみんなおれのところに来る、だからおまえたちはごみだ。さういふものの言ひ方を平然とやつて、そして、よその学校にかわ

うと思つてもかえてくれない。内申書に判を押してくれない。おれを館長と呼べ、館長の判を押さなければ、おまえは学校に行けぬだらうと、おどしておる。政務次官は少々変わったと言ひますけれども、これほど変わった人物はちよつと見たらぬと思つておる。この大きな学校に、門衛もいなければ小使もいない。そして学校の生徒を全部、何かで違反をするや懲罰にかけける。その懲罰は大体停学あるいは無期停学。停学、無期停学になつた者は何をすればいいかといふと、門衛をするか、便所の掃除をするか、あるいは新しい学生を勧誘してくるか、あるいは選挙権銀行俱樂部の会員を募集してきて、これでどうぞと言つてお願ひすると、初めて復学ができる、さういふようなシステムになつておるのです。この学校を、学校法人として、ほんとうに大学の教育水準を維持していくためのりっぱな大学として、私は推奨するわけにはまいりません。生徒の人権たるや、まことに哀れにも踏みにじられておるものであつて、本日、法務委員会でも人権問題としてこれは取り上げられておる問題でございます。

しかももう一つお尋ねしますが、教育基本法の第八条には、先ほど申し上げました選挙権については、特定の政党を支持することはできない政治教育の規定があるわけなんです。この自治省からとつてまいりました選挙権銀行俱樂部、これは文部省かどこかの資料によりますと、政治教育研究所と変えたと言つておられます、変えていない。明瞭に変えていない。さうしてこれは政治資金規正法によつて、全部の届け出を済ましておる。学長の言ひとおりの人に投票しなければいけない。これは、選挙は秘密ですから、なかなかさうはいくまい。なかなかさうはいかぬだらうけれども、方向としてはさういふ指導を常にやつておるわけですね。けしからぬ学校であるという一言に尽きるのです。

もう一つ重大問題は、この学校の顧問について、文部省は何のゆゑか、顧問の名簿を私には出してくれなかつた。しかし私のほうには、顧問の名簿は明瞭にある。顧問会長は石井光次郎法務大臣、そして法務委員会で石井光次郎さんが稲村隆一さんの質問に對して答えたところは、これは同郷だから私が知らないうちにやつたのであつて、何ら私は好んでやつたものではない、さう言つておる。佐藤榮作氏も顧問——中村文部大臣は顧問ではないけれども、財界、政界の知名人を全部顧問に並べておる。石井さんが、もし私は顧問でございませんとさういふのなら、石井さんが顧問として大演説をぶつておるところの写真がここにございませう。この写真には明らかに顧問代表石井光次郎閣下といふのがちゃんと書いてある。防衛庁長官松野頼三閣下と書いてある。国士館の中で入園祝賀の大会をやつておる。石井さんがここで演説をしておる。本人が知らぬといふなら、法務大臣はうそをついておるのであつて、はつきりここに生きた証拠があるといふわけなんです。さういふ財界、政界の知名の人を顧問に置いて、そしていま申し上げましたような、全く敗戦といふことに對する謙虚な反省は一つもなく、一万人の生徒の長として、さういふ学校を営んでおるといふことに對しては、私は明らかにここで私立学校法第六十二条の私立学校の学校法人に對する解散を命じてよろしいといふぐらゐに強く考へておる。これについては、なお一方的になるおそれがありますから、次に参事か、あるいは事実でないか、さういふ点について、もしさういふ事実が反省もなく今後なお続けられるといふことであれば、私ははつきり、これに對する懲罰的な態度をとるべきであるといふことを考へておるのですが、文部大臣はおらずに、政務次官にはたいへん気の毒ですけれども、いま申し上げたような実情であるといふことを十分お聞きをいたしたい、これに對して文部省の責任者である管理局においては、あまりにも手ぬるい態度であるといふことを私は指摘をいたしますから、もしこれに對して今後再度、質問をしなければならぬといふような状況になれば、その際には管理局長の責任も追及する。同時に

に文部大臣、文部省全体についても、私は許された範囲内においてどうしてこういふものを放置しておくか、またもう少し進んでいけば、あるいは都からもったところの高校急増対策の費用、それを転用して、大学学部新設の土地にすり変えておる、そういう問題についてもしっかりと資料を持っておりますから、それらを公にして、これは刑事問題として考えなければならぬ問題も起こってくるのじゃないかというふうに考えております。ただ私どもは、私学を振興し、ほんとうに国立、公立へ入れない子供が、自由な場所、自由な思想で、ほんとうに真理を追求しながら理想を求めて、明るい生活ができるような、そういう学校に国が援助してもらいたいということを考えておるやさきですから、特に声を大きくして、このような偏向のある学校に対しての反省を求めるわけです。

終わりのほうはどうも質問が少なくなつて、私の意見ばかりになりましたけれども、以上のような状況でございますので、ひとつ文部省においても十分に検討の上で善処されるように要望いたしておきます。

○中野政府委員 本日のこの委員会における貴重な御発言並びに最後に申されました御発言につきましては、そのまま文部大臣にお伝え申し上げまして善処いたしたいと思ひます。

○谷川委員長代理 三木喜夫君。

○三木(喜)委員 ただいま二宮委員から質疑がありましたように、今回問題になつておる国士館大学の教育は柴田学長という特異な存在によつて大きくひん曲げられておりまして、教育という名に値するかどうか疑問の点が多いので、私はその立場に立つて質問したいと思ひます。

きょうまで私は国士館大学の問題について三回文教委員会を取り上げておりますが、時間がなかったり、調査中というところで満足な答えを得ておりません。二宮委員と私が最初に国士館大学問題について質問したのは昭和四十年七月四日ですから、大かた一年になつております。さらに

本年になつてから問題を重大視して法務委員会で四回、いま行なわれておりますからそれを入れると五回です。予算、内閣委員会でも一回、そして質問者も延べ六、七人になつておりますが、依然として問題が次々に起こつております。私は本日は最初に重要な点を一応だめを押しておきたいと思ひますので、その重要な点から申し上げます。

第一、柴田学長の暴力事件です。昨年十月二日校庭において多数学生の前で佐藤英夫教授——医学博士、生理学、解剖学担当と校医をしておりまして、ステッキで殴打し、左ひざをくつでけ飛ばし、左ひざ関節骨折、血腫、全治二カ月の重傷を負わせて、佐藤教授はその場からパトカーにより運ばれ、そして学長は暴行罪で訴えられております。この事件は国士館大学の学長ともあろう人がやることではない、野蛮きわまりないものと私は思ひます。文部省はこれをお認めになりますか。

○天城政府委員 そういふ事件のあつたことは学校側からも報告を受けておりますし、関係者のほうからの陳述もございました。しかし現在これは訴訟事件になつておりまして、私たちはその学校側との意見が食い違つたままとなつておりますので、そういう事件のあつたことは存じておりますけれども、事実その他のこまかいことについてはいまお答えできないわけでございます。

○三木(喜)委員 こまかいことではないのですが、非常に重大なんです、まあそれでいいでしょう。そうすると、文部省はこの暴力が認められた場合、学長の地位はどうなると思われませんか。

○天城政府委員 認められた場合ということとは、現在の告訴事件の結果ということだと思ひます。ありますが、刑事上の問題だと思ひます。刑事上の問題になりますと、学校教育法の教員の資格という条項に該当いたしまして、それに抵触するようなことになるば資格を喪失することにならうかと思ひます。

○三木(喜)委員 第二番目にお聞きいたします。その後連続して学長は暴力をふるつておるようで

すが、この点はお調べになつたかどうか、文部省にお聞きしておきたい。

○天城政府委員 連続ということとは私ちよつと理解しかねておりますし、聞いておりません。

○三木(喜)委員 そうすると、これは調べておいてください。

第三番目は不当解雇についてです。学長の気に入らぬ者は理不尽に、しかも何の手続も踏まず罷免がいつともやすく行なわれております。また、学生の退学処分も同様です。いま人権擁護局が来ておられますが、この点、人権擁護局にお聞きしておきたかつたのです。

第四番、最も問題になるのは政治と教育の混同です。選挙権銀行倶楽部はその最たるものですが、それは思われませんか。これは事務所だけ外へ移しましたけれども、いまなお募集等は大学の中でやつております。しかもその中には未成年者も含まれております。文部省は、これでよいかどうか、あるいはそういう事実を知つておられるかどうか、まだ続けておるといふことを知つておられるかどうか、お聞きしておきたい。

○天城政府委員 選挙クラブの問題につきましては、昨年の国会の御質問その他の経過から、大学に教育と政治の分離というたてまえからお話をしまして、大学は選挙クラブの事務所を外に移したわけでございます。その後、なお学内に選挙クラブの事務所がある、それから選挙クラブの会員の強制しているというお話がございましたので、この点について重ねて大学側に報告を求めているわけでございますが、それについては大学側としては、一応選挙クラブの学生会員の募集方法等について意見が出てきておまして、強制している事実はないというところを報告してきております。

○三木(喜)委員 ここに写真があります。これは校内の掲示板に張られたものですが、授業料後期分とか暖房費とか就職資料費とかあるいは本の代金とかあつて、七番目、選挙金費二年度分二百円、合計二万八千二百五十円、以上完納と出席日数三分の二以上の者は二月七日より受験許可証を渡す。——外じゃないですよ。中にこういうことがある。これを納めなかつたら受験もできないのです。これは教育の場で教育と政治とが混同されておる証拠だと私は思ひます。報告だけでは、これは一方的になります。これも調査しておいてください。これは写真を渡しておきますから——調査されますか。

○天城政府委員 報告の中身も、学生の中で未加入会員もおるし、卒業生にもそういう者がおるし、それから会費の募集方法もこういう方法をやつておるといふことで、具体的に納入の強制をしてなという報告を私にいただいておりますので、そのことをここで申し上げておるわけでありまして。

○三木(喜)委員 そうでないのです。その報告はそれでいいですよ。それは言うでしよ。しかし政経学部学生監の掲示としてこれが出ておるのです。あなた方にはそういう報告をしておいて、こういうことを平気でやつておるところに——文部省もそれを調査する意図があるのか、あるいは全然これは無視されておるのか、どつちかだと思ひます。

この写真を渡しておきます。見ておいてください。

第五をお聞きします。学内または他において教職員が集合を持つことすら禁じている。またこれを妨害しております。集会、表現の自由、これを抑圧するとは私に思ひますが、こういう事実は聞いておられないか、あるいはこういうことをとめるのは、憲法に保障されておるところの集会、表現の自由を抑圧しておる、こういうふうな思われませんか、文部省の所信を聞いておきたいと思ひます。

○天城政府委員 私もその事実は聞いておりません。存じておりません。

○三木(喜)委員 以上三つ、御調査をいただきました。もう一回申し上げます。選挙の依然として校内で行なわれておること、学長の連続して暴力をふるつておること、そうして集会の自由を抑圧し

ておること、この三つ、御調査いただけませんか。
○天城政府委員 先ほど申したように、大学に、これらの点について調査をいたします。ただし大学の御返事によります。

○三木(喜)委員 けっこうです。

以上私は五つの設問によりまして念を押しておきます。

そこで、今日ほど、私学の経営がいろいろの意味で注目になっているときはないと私は思います。いま二宮委員もその重要な問題点について触れましたが、このときにあたりまして、私このような問題の多い私学があるという事は、文部省として何とかせねばならないと思うわけであります。それに、これくらい紛争を起し、顕著な事実があつて、たびたび国会で取り上げられて、そのなかから、結論が依然として出ない。それぞれの当局において以外に事が長引いておる原因は一体何だろうか、端的にひとつお聞きしたいと思ひます。刑事局長がおられたら刑事局長に聞きたいと思ひますが、きょうおいでになりません。そこで教育問題として文部省にお聞きしておきたい。去年の四月からです。そして数回国会でも取り上げられておる。それがじんぜんとして日が長引いておるところの原因は一体何だろう、これをひとつお聞きしたいと思ひます。

○杉江政府委員 私は基本的に私学法のたてまえとして、私学の自主性を非常に尊重するたてまえをとつておること、大学の自治の原則が一般にある、こういうことのために文部省としてもこれらの問題に立ち入ることを遠慮せざるを得ないという面が多分にあるという事が、いま御指摘のような問題の解決をおくらせている一因をなしていると思ひます。

○三木(喜)委員 私はそれもあると思ひます。確かに私学の自主性を尊重しなければならぬという大前提がありますから、その前提のもとに立ち入って検査ができない、ここに私は問題があると思ひますけれども、もう一つ私は要素がある

と思うのです。それは、文部省としてもいまこの学校のたどつておるところの事大主義的な考え方をひとつ頭に置いておいていただきたいと思ひます。二宮委員が触れました顧問の問題です。あなた方の調査によりますと、これに、照会中である、こう書いてある。こういうことをいってごまかしたらだめですよ。照会中である、これはちよつと問題がある。というのは、これは膨大なものでわからぬといふあたりは言われておりますが、国士館大学院政治学研究所、経済学研究所設置認可申請書、大学法人国士館、そして昭和三十九年十一月、こう書いてある。この申請書は文部省へ出たものです。そんなものを照会せぬでちよつとこの中に書いてあります。それをなぜ照会中と書かれるかというところに私は問題があると思ひますが、それは抜きましよう。この中ではつきりといふ言ひましたような境界の要路の人が顧問になられ、そして境界の要路の人がこの国士館をなさえるところの維持委員としてちゃんと届け出である。特定の人の名前をあげることは私は差し控えたいと思ひますが、これこれの人が維持委員ですとちゃんと出ております。しかしその御説明を聞きますと、私は知らない、同郷のよしみでかつてにあげておるのだから、同郷のよしみをわめます。そのことを私はよしとします。そうだろうと思ひます。政界、財界の著名な人の許可を得たか得ないか、そんなことはせんさくできませんから別問題として、そういう人の名前をあげることによつて国士館大学というものを非常に大きく前面に出そうとしておる。一方顧問とかあるいは維持委員の名前にあげられた人は、私はそうではない、ちよつとしゃつておる。それがほんとうだろうと思ひますが、そういうところの政界の大ものが名前を運んでおるところに文部省はいじけておられるのではないかと。私はそう思ひます。それだつたらたいへんなことになると思ひます。これが一つの考え方。

もう一つは、この中に書いてあることは天皇制の護持です。けっこうです。思想ですから。各人いろいろな思想を持つていいのですから、私はそれまで否定しません。しかしながらそれは考えようによつては天皇の名前において訓練をやる、天皇の名前の下に学長が隠れて、あるいは顧問の陰に隠れてやろうというひきような思想があると思ひます。そういうことにごまかされたら困ると思ひます。だからそういう点はよくよく検討してください。私は後にこの中で教育の内容として申し上げますけれども、そういうように考えてみましたときに、天皇の名前の陰に隠れるというのなら、それは不敬なことではないと思ひます。そういう点は問題があると思ひます。その二つのことがやはり大きな要素になつておるのじゃないかと思ひます。皆さんがそういう幻影におびえられたいうか、そういう見せかけにおびえられたいうなら改めてください。そして私たちと一緒に教育をよくするために柴田さんに会つてもいいじゃないですか。調査に行つたらどうですか。参事人として呼ばれるのもけっこうですけれども、私は委員会が調査に行く必要を後のほうで言いますが、大学関係の両横綱の局長がおられるのでちよつとお聞きしておきたい。杉江さんどうですか。

○杉江政府委員 私のほうはこれまでも私のほうでできるいろいろな調査はいたしてまいつております。ただいまのような点については今後検討させていただきます。

○天城政府委員 私も私たちの与えられた立場で最大限の事情を明らかにする努力は続けたいと思つています。

それからちよつと補足させていただきますのでございますけれども、先ほど三木先生が暴力事件とおっしゃつたのは、学長の暴力事件ということなんでございますか。

○三木(喜)委員 そういふ、連続してやつています。

○天城政府委員 さつき私もちよつとことばが足りなかつたと思ひますのでございますけれども、佐藤医師の事件に関して具体的にお話でございました

が、佐藤医師解雇事件をめぐつてそういう意見があるというのを聞いております。学校側はこれを否定しておりますので、その事実の真相は私どもにはいまのところわからないのでございますが、解雇事件があることは私存しております。御存じのとおり告訴になつて刑事事件になつておるものでございますから、その真相については私は何とも申しかねますが、佐藤医師の解雇事件そのものは存じております。

○三木(喜)委員 いままでのもはそれだけですが。しかしながら杉江さん、ここに調べに行かなければならぬ事実を私は出します。あなた方が調査されたのでは完全にごまかされておるというその証拠をいまから出しますから、それで今度は答えをしてください。柴田学長のやつておることは、教育的な立場から見ればこれだけいいかどうかということをお聞きしてまいりたい。

○杉江政府委員 私はそこまでは存じておりますのでした。

○三木(喜)委員 この写真に載つておりますから、見ておいてください。

○三木(喜)委員、杉江政府委員に写真を示す。そこで、この本は毎週一回、一年から四年まで集めて柴田学長の訓話のときに使われるのです。しよつちゅうではありませんけれども、訓話のときに使われる。そして実践倫理の単位としてこの本が使われておるわけです。そしてこの説後感といふものをこれによつて求められる。もしこの説後感を出さなければ、単位はもらえない。そして実践倫理の単位をもらえない者は卒業できない。そこでこの中に書いてある例をひとつ申し上げ

ましよう。「革命は如何にして起るか」という中に、読んで見ると驚くほどです。「荒国の要望を全権河野以外の日本人の誰がするか、」河野さんのことです。「彼は醜聞の平塚の家一軒焼かれた位で警察を恨んだ記事が新聞に出たが、ソ連から、数百万人の同胞が家を焼かれ、云々と書いてある。飛びまして、「実に全権河野は、国家、国民の名譽と利益とを、破れ草履のように捨て去つた。日本三千年の歴史に前例なき愚劣極まる荒国奴と云うたる非難が起つた。この大罪は、共產党の徳球が犯し、社会党の茂三が」――鈴木茂三郎さんの茂三です。「茂三が犯しても許し難いが、保守党大臣の河野が犯した事は断じて許すべからず。そしてつと飛びまして、「これを承知で大臣にした岸信介は同罪である。池田勇人も同罪である。彼を当選させた選挙民も同罪である。これに一片の筆誅も加えぬ新聞も同罪である。憂国の義憤に燃ゆる国民の名において断乎、政治的極刑に処すべきである。」と書いてある。極刑です。保守党の諸君もよく聞いておいてください。あなた方もやられるのだから。

その次、「マッカーサーの占領革命」について、「彼は執行吏の仮面を被つて、強盗の行爲を行い、政治を破壊し、制度を破壊し、教育を破壊し、道徳を破壊し、国防を破壊し、治安を破壊し、秩序を破壊し、科学研究を破壊し、産業を破壊し、貿易を破壊し、つと書いてあります。これがマッカーサーです。保守党の諸君はマッカーサーをそうそう悪う言はずなと思いますけれども、そのマッカーサーを受け入れ、占領政策を受け入れ、そうした今日の行き方というものに、こういうような筆誅が加えられておる。

それからこれはさつき言いました「日本はこうすれば立直る」という中にこういうことが書いてある。前を抜かします。「門上家の弟は、兄が殺したのではありません。吉田茂首相、鳩山一郎首相、岸信介首相、池田勇人首相が「悪政治」で殺したのであります。彼等は、門上家の弟一人だけでなく、全国二千二百万の学童を全部、今でも「極

悪政治」で殺し続けているのであります。同じく九十九ページには、「彼等は一人二人を殺したのではなく二千二百万の学童・生徒・学生を連続的に精神上殺している殺人鬼であります。」それから二百六十六ページ、これは浅沼委員長のことか書いてあります。「たまりかねた右翼の人々は、一人一殺主義とかで、浅沼稻次郎が刺された時など、「自業自得、人手を借りて自殺かな」と発句を讀んだりしたと聞きますが、云々とある。学生から聞いたのですが、これを講義するときは校長は山口二矢をたいへんほめておるそうです。こういう教育をやっていることは、私は教育の内容として妥当でないと思ふのです。これは一例ですけれども、こういう内容でよいのかどうか。これが読後感として感想を出さなければ卒業できない。そういうことなら、これは教科書にひとしいと思う。

文部省にも私は問題があると思ふのですが、これは刑事的にも問題がある。杉江局長さん、これはいですか。こんな内容で教育していいですか。○杉江政府委員 まづ私どものほうで学校の関係者に伺いましたところ、テキストとしてはこれを使つていない、こういうようなお答えをいただいております。

○三木(喜)委員 答えた責任者を言つて下さい。○古里説明員 公式的でなくて、私は非公式に口頭で大学の教務幹事、その他に聞いております。○三木(喜)委員 非公式でもいいですから、だれに聞いたかということを書いてください。そういうことなら、またあとで取り消しますよ。

○古里説明員 教務幹事というのは、藤井という方であつたと思ひます。

○三木(喜)委員 テキストとして使つておるおらぬは調査しましょう。重大問題ですから調査しなければならぬ。殺すとか、テロとか、殺人鬼とか、政治的極刑とか、こういう書き方で、義務的に買わされている本をあてごうて、それによつて読後感を書くということなら、思想の固まつていない生徒に対してどういふ影響を及ぼすか。あなたは調べてみたらそういうことはなかったとおっしゃ

るけれども、事実だとすれば、これは重大な問題ですよ。思想的に固まつていない生徒にこういうことを教えるということは、どういふ結果を来したと思われませんか。杉江さん、あなたは、教育の内容について干渉する、こう言つておつたから……。

○杉江政府委員 お伺ひした限りにおいて、もしこれをテキストとして使うといふことであれば、私は必ずしも適當ではないと思ひます。ただ大学において、教育内容の選択は大学の裁量の範囲にあるものであります。その限りにおいて、大学の学問の自由を内容とする自治との関連においてこれをどう考えるかという面があると考へております。

○三木(喜)委員 私、冒頭に申しましたように、これは必修科目ですよ、実践倫理ということ。だから、選択の自由もない。これは一年から四年まで全部一色に塗られてゐる。そしてこの内容でいいですかといふのです。選択の自由があるとか、変なことを言ひなさんな。こんな内容ではないでいいでしょう。私はひどいところを読んだわけですから、まだ歴史的な面もいろいろあります。それはどうですか。

〔発言する者あり〕

○谷川委員長代理 静粛に願ひます。

○杉江政府委員 いま御指摘のような点について、私も必ずしも妥協だとは思へませんけれども、ただ私が選択と申し上げましたのは、どういふ教材を大学で使うか、教育内容に何を認むかということとは、基本的に大学の自治の範囲の問題になつてくるわけでございます。そういう関連において、その大学で使われる教材についての妥協性云々の判断は、私どもは慎重な立場をとらざるを得ないといふことを申し上げたいと思ひます。

○三木(喜)委員 私は早くやろうと思つたけれども、そういう言い方をすれば問題になつてくると思ひます。こういうような内容を生徒に教へつけておるのだから、その範囲内ではどうですかと聞いた。それがなければ一番けつこうですよ、しかし

しこんなことを押しつけておるのではどうですかといふことを言つたら、それは自由だとか何とか、ここには自由はないですよ。私が冒頭に言つたでしよう。それであなたはいですか、そんなことを言つたらたいへんなことになるんですよ。

○杉江政府委員 その辺は、その教育資料をどういふふうに実用使われておるかといふことがやはり問題だと思ひます。そういう具体的な内容、具体的方法等を吟味せずに、単にいま御指摘の資料そのままかどうかといふ御質問に対しては、やはり私は大学のたてまえからは軽々に判断しがたい、こう申し上げておるわけでございます。

○三木(喜)委員 それはもちろんそうですけれども、しかしながら前提として、私は全部これでやられておるのだ、こういうことを言つておるのです。それはまあ假定としましう。それがわからない、こうおっしゃるから、それを調査する必要がある出てきたわけですね。いいですか、あなたの言ひは、わからないですから……。

○杉江政府委員 教育内容に対する調査は私どもは軽々にすべきでないと思ひます。

○三木(喜)委員 なぜ調査をしたら悪いのですか。これをやつておるんですよ。これをやつておるのに、それならほつとくのですか。

○杉江政府委員 私は先ほどの当、不当を言うときには、やはりきつめて具体的な状況把握が必要であると申し上げたわけですが、そういう意味において、そういう具体的な状況把握ということろまで、具体的な調査をなさべきかどうかについては、私たちは疑問があると思ひます。ただそういうふうなものが教科書として使われているかどうかという点は、これは私も調査の対象になり得ると思ひ、先ほどのように関係者にその間の事情をお尋ねし、調査いたしましたのであります。

○三木(喜)委員 その調査の内容が違つておりますから、再度調査をする必要ができてきておるから私が言うわけですよ。それが間違つてなければこのまま私も引き下がります。しかしながら私の調

査したところでは全然違いますから、それで申し上げておるのです。こういう内容でいいですか。しかしながらそれは前提があります。そういうことを調査しなければわからないというあなたの言われる前提と、大学の教える内容については調査するしかないかということは、これは大学の自主性を侵すという問題があるので問題だということもわかりますけれども、こういうことをやっておいたら、これはたいへんなことだと私は思うのです。そこで調査が食い違つておりますから、それは調査しなければならぬでしょう、どうですか。

○杉江政府委員 まあ私どもの調査ではそうなつておるのであります。もしそうでないということであれば、これはまた別でございますけれども、私も一応調査を終わつたと考えております。

○三木(喜)委員 えらいあなたは固執するんですね。その調査は向こうに聞いただけでしょう。それも非公式です。それがみな間違つておるんですよ。そんな調査では意味ないでしょう。それはあなたがおかしいですよ、これだけ問題の学校ですよ。そんな問題の学校の内容を調べないで無制限に許しておるということになると、これは日本の大学教育にとってゆゆしい問題ですよ。だから、あなた方が言ひよるの、結局私がさっき言ひましたように、大学の自主性というところに隠れて調査をさぼつておるわけです。それとも一つは、えらいおびえておる。うっかりこれにからまれたらめいめい自分の首があぶないというような危険性を感じておるわけでしょう。そういう子供だましみたいなことにわれわれ黙つておるわけにいかないのです。問題点は二つですよ。だから最初に二つはちゃんとやうてあるじゃないか。(発言する者あり)黙れ。

○谷川委員長代理 私語を禁じます。

○三木(喜)委員 どうですか。

○杉江政府委員 私どもは一応調査したのであります。その事実を……

○三木(喜)委員 進らう。聞いただけだよ。

○杉江政府委員 それはまあ別の問題になると思ひますけれども、一応調査いたしました。ただ、国会においてもいろいろ参考人等をお呼びになつてお調べになるということでありまうから、そういうふうな点でその点は明らかになつてくると思ひますが、私どもは一応……

○三木(喜)委員 ちょっと待て。そんな非公式に聞いたことが調査になつておるのですか。非公式に、名前も言えなかつたじゃないですか。それが調査しました、そんなことをあなた主体にしていままでやつてきておつたのですか。この委員会なり法務委員会いろいろなやつてきたことを、そういうことでもいままで国会でやつたことを軽視してかかつておつたのですか。これは重要な問題だから私も言ひよるのじゃないですか。殺すとか、テロとか、政治的極刑とかいふことが内容に書いてある。保守党の人でもこれは私は認めるべきものじゃないと思ひます。しかしながら、これが教科書でやつておつたかどうかということにおいて問題があるということだから調査しなければならぬ。それがあなた、調べてみました、非公式でした、こういう答えじゃないですか。それが非公式で調べて何の公的な価値があるのです。そこに調査の間違いがあると私たちは言ひよるのじゃないですか。そうすると、大学の自治があるからそこまではいけません、選択は向こうの自由です、私たちは調査したのですからもう責任ありません、こういうぐあいには逃げる。そこに問題があると思ひます。そこで私は申し上げておる。そうじゃないですか。それは一べんよく考えてください。私は問題だと思ひますから……。杉江さん、ひとつ答弁してください。

○杉江政府委員 いまの点についてはよく考えてみたいと思ひます。

○三木(喜)委員 次に柴田学長はたびたび暴力事件を起こして、あまつさえ生徒にさへ体罰を加えております。これは二宮委員が触れたとおりです。これで学長として風上に置けるか、教育者として

の資格が成り立つておるかどうか、私は疑問に思ひますが、先がた設問としてお聞きしたように、三隅教授はステッキでなぐられております。これは昭和三十八年の六月六日。集会の席上、二千人の人の前で法学部の一年生ですが、三十九年の九月一日、始業式のときになぐられております。その告訴をしてから後に政経学部の学生が殴打されております。これは四十年十一月の二十七日。それから同じく政経の学生が殴打されております。この学生は停学になつておりますが、これは四十一年の二月。これについては証人を出すことも可能だと言つております。これは学校教育法十一条違反ではないか。体罰を加えてはいけないということにが十一条に書いてありますが、こういうことを次々とやつておる。これは表に出ただけです。こういうような考え方で生徒をしばき上げておる。それでいいのかどうか。これは管理の立場からひとつ管理局長にお聞きしたいと思ひます。

○天城政府委員 まずその事実を私存しておりません。ただ法令上、先ほどもお話が出ましたように、学校教育法上では体罰は禁止しております。

○三木(喜)委員 だからどうですか。そういうこととがあるからということで、連続暴力事件はいままで調査になりましたかということで私聞いたのです。そこでやはり調べる必要があるでしょう。どうですか、これもないのですか。

○天城政府委員 これは先ほど学長の連続暴力事件があるからというお話がございましたので、これは調べてみるとお答え申し上げます。

○三木(喜)委員 関連がありますからもう一つだけお聞きしておいて、そうして答弁で不満な点が多いですから、また後ほど別のときにやるというたします。さらに二宮委員も触れましたように、体罰の一種として使役を課しておる。実践倫理の要素として、その仮面をかぶつて便所掃除、教室掃除、これは一週一回やつておる。これは自治的に申し合せの形をとつておりますが、それはいいとして、その上事故者、実践倫理の単位の不足の者に対しては復学させるまで使役に使ひます。

警備員の仕事はもとより事務所の仕事、雑役、ペシキ塗り、門番等までやらせております。したがつて、生徒を使つておるのですからこの学校には用務員がいらない。これも一種の体罰であり強制労働であると思ひます。私はこれは労働法違反にもなるかと思ひます。こういうことをやつておる。これは一種の体罰の続きだと私たちは思ひますが、管理局長どういふふうに考へておりますか。

○天城政府委員 学生に対する門衛勤務等の問題について、この前調べるようにというお話がございましたので、学校側に対して調査いたしました。これはつきましては学校側からの回答といたしましては、国士館学生心得というものがあつて、その中に学校内における心得として十四項目、その中の第十四項に、諸勤務の心得として定められてゐる問題がございまして、掃除、事務受付の諸勤務は、社会に出た場合のことを考へて責任を持つて確実に仕事をするという習慣をつけるために学生心得の中で規定してゐる。それから、特に外来者に直接接する勤務、受付者は、一人の言動が学校全体を代表するものであるから、その言動、態度、服装を厳正にして親切丁寧に應對してゐる云々、そういうような心がけでやれということ規定して、学校の学生指導の一環としてこの諸勤務を学生に命じてゐるのであるということが報告されております。したがつて、門衛勤務につきましても、全学生に交代勤務で勤務させて、当該学生に対して授業に支障を生じないように配慮しながら、全学生にこういう勤務を与へてゐるんだということを言つてゐるわけでございます。それから、これらの点についてかなり厳格な勤務を命じてゐることは事実のようでございまして、これらの点につきましても重ねてこの機会に聞いたわけでございますが、学校としては、これは一つの教育方針だということを私たちのほうに回答してきております。

○三木(喜)委員 把握のしかたを平面的に一方だけとらえるとそうなんです。そこまではいいので

すよ。私たちもそこまでは認めるのです。教育としてそういう労働といふか、労作、からだで働くことを加えていくということも一つの方針です。しがしながら、実践倫理の単位をとれなかった者に労役、使役を課することによってそれを埋めていくという強制労働の形がある。事務所の仕事をやらせるとか、ペンキ塗りとか、こういう仕事は、当然教育的な仕事の内容に入らないわけですね。これはどちらかという一般の労働者を入れてやらなければならない、学校が雇わなければならない問題です。ここまで逸脱していつておるのです、そういう美名のもとで。そこを問題にしておるのです。だから先方だけの報告をもつて足れりといふところに私は問題があると思ふのです。それとも調査されますか。そういう逸脱しておるのところに問題があると思ふのです。

○天城政府委員 いろいろのお話もございまして、大学側としては、学生の生活指導上ほかの学校よりもかなりきびしいかもしれぬけれども、自分の学校としてはこういう方針をとっておるんだということを言われておるわけでございます。その勤務の個々につきまして、それが教育的であるか非教育的であるかという判断になりますと、きわめてむずかしい問題ではないかと思ふのでございしますが、私たち学校に調査をしたところこういう回答をしてまいったわけでございます。それから、単位不足の場合にこういう勤務を懲罰として科しておるんだというところは、学校側はそういうことはないといふことを言っております。

○三木(喜)委員 学校側のそういう答だけでは一方的になっておるのです。そこで私は両横綱といふことを言いましたが、学校教育をよくする、私学を盛り立てるといふ立場からこれを解明しておかなければならぬ、こういうもので許しておるの、文部省も一緒になってこのことを認めておるのかという批判が出てくるわけです。そこで徹底的に調べたいことは、調べ方に問題があるか、学校側の報告だけでございしたところか、学校の報告だけでございしたところか、

言ってみても、それは当たり前というところを言っておるのです。こういう逸脱した点があるといふことを申し上げたので、これは調査する必要があると思ひます。

そこで申し上げます。そうおっしゃるなら、管理局長としていままであなたがだまされておるというところを申し上げます。あなたの調査がそういうことであるならば、私は、最も悪質な問題、学部学科の設立について二重専任、これは二宮委員が触れましたけれども、それから虚偽の申請、詐称、ごまかし、インチキをやっております。教育者の風上に置けないものだと思ひますが、文部省はこれを許可しております。たくさんそういう例がありますので、悪質なものを私は順次申し上げたいと思ひます。こういう申請書が出ておりますけれども、この中の重要な点はみなインチキで、ごまかされております。たとえば校舎の問題です。この中にもその回答が出ておりますけれども、国士館大学の世田谷校舎の敷地は、所有地が六千坪、借地が六千坪であり、四年制大学の一学部を建てるのには、建坪千五百坪、敷地六千坪としております。国士館では一万二千坪に左のものが設立されております。一、体育学部、二、政経学部第一、政治学科、経済学科、経営学科、三番目、政経学部の第二部に経済学科、政治学科、四番目に工学部の機械工学科、電気工学科、土木工学科、建築学科、五番目に法学科、法律学科、六番目に文学部、教育学科、史学地理学科、文学科、七番目に大学院、政治学研究科、経済学研究科、八番目に短期大学、国文科、工学科(昼間)、商業科(夜間)、九番目高等学校、十番目中学校。これだけの学校が一萬二千坪の中にひしめき合つておるわけですね。その中には、問題点だけ申し上げますが、専用校舎だといふて届け出ておりますけれども、実は専用校舎になっていない。宙に浮いたまま、専用校舎がないままにあなた方は許可を与えておる。これは、皆さんお急ぎですから、一つ一つ言ひませぬけれども、後の機会にこの点はお聞きしたいと思ひます。あなたの方のところに

これは一つ一つたまたまと思ひます。皆さんの前で言つて、もう時間的にお急ぎだと思ひますから、申しませぬけれども、これはどうなつておるかというところでお聞きしたいと思ひます。とにかく、要は専用校舎でないものを専用校舎として届け出て、そしてそれはほかの教室に使われておる。そういうような許可申請が出ておるのかかわらう、それに對して許可を与えておる、あなた方も、三十九年に、杉江さんのときですか、これについて報告をしておられる。こういう条件でやらないといふことを言つておられるにかかわらず、それを守つておられません。さらに専任教授の問題も、専任がほかの学校の専任と一緒にしておる。こういうことはできるのですか。専任の場合、所得税の問題がどうなるかといふことがありますし、両方のかけ持ちをやつておるのです。これは明らかに税金をごまかすという方法にしかならない。そこでこれも私は証人として呼んでもらいたいと思ふのですが、そういうことをやつておつたが悪かつたといふことで、そういうことを悔いておる方の中にある。そういうことを一つ一つ取り上げるのはこれらでくれ、こういうふうに言つておられる方もある。これは良心的な人です。二面に、校舎と、それから人との間に非常なごまかしがある。いま、こうした設置認可申請書といふものが出され、それをうのみにされておる。一時は文部省も非常に困られたそうですね。そういうことも聞いておりますけれども、そういう紆余曲折はここでは触れません。しかしながら、そういうインチキをやつて、ごまかしをやつて、そして大学の学科、学部の新設許可をとつておるといふところに、私は教育者としてどうかと思ふ、この学校のあり方について問題があると思ひますので、また杉江さんの御答弁でも問題があつたと思ひますから、きょうは一応この辺でいい、杉江さんと、それから管理局長とお二人にじかに私はこの話をしておきたい。すでにこの教授だつた人から管理局長に、こういうことを言つておりますといふことを三回にわたつて、私信の形ですけれども、

も、注意を申し上げておるようです。その書類も私は持つておりますけれども、それを見のがしてこいといふところを許可されたといふことは、顧問の名前が大きく光つておるといふことは抜きにしても、これは大きくあなたの方の潜在意識の中にのしかかつておるのじやないかと思ふのです。しかしながら、そういう顧問に名を連ねられた方はそうでないとおっしゃると思ふ。私はこれはほんとうだろうと思ふ。こういう事大主義的な考え方のもとに自分を隠し、ときには天皇の名前を冠して教育を進めていく、自分はその陰に隠れていこうといふこういう考え方の教育には私は大きな問題があると思ひます。まだ問題はあとに残つておりますし、あなたの方の答弁なさつてくださったことに非常に不満なものがあると思ひますので、社会党としても考へてもらいたいと思ひますが、きょうはこれくらいでおいておきたいと思ひます。

そこで、大臣代理として中野さんおいでになつておりますが、こういう状況ではこれは調査をしなければならぬ、あるいは参考人として呼ぶ必要がある、こういうふうにお考えになりませんか。私は一方的にものを言うておるのではありません。もし一方的にものを言うておるとすれば、なお調査してもらふ必要があると思ふ。どういふぐあいにお考えになりますか、御所見を承つておきたいと思ひます。

○中野政府委員 いろいろとお聞かせいただきまして、私としては先ほど申し上げましたように、国士館大学の問題を、またいろいろと聞かしていただいたのはこの席が初めてでございまして、その点はなほ残念でございます。ただいまのお尋ねでございますが、調査のことにつきましてはいろいろと他の政府委員のほうからもお答えを申し上げましたが、私の考えるところによりますと、結局のところ、学問の自由とか、あるいは大学の自治とかいふ問題と、文部省自体に法律上与えられておる権限との関係が、いろいろの場合に大事な一つの事柄になつてまいりますので、いろいろと不審な点があれば直ちに

行つて調査をするといひましても、結局文部省の法律上の権限を逸脱するわけにはまいらぬと思ひますし、特に無事平穩な場合において、かりにいろいろな調査的なことを各大学等にいたしますといふと、もうきゆう然として文部省が非難されるというふうなこともあるわけでございます。しかし、いずれにいたしましても、委員会の場において委員の方から一つの調査を要求されて、その御要求に基づきましてやるところの調査は、権限の許す範囲内において真剣に、真実に行なわなければならぬことは当然であらうと思ひますし、さらに、われわれの文部省側が一応調査したことが、先生方の御調査と全然相反するというふうな逆の一つの面、逆のと申しますか、その調査は違ひのではないかと立証されて、証拠を提出されて、さらに調査を御要望に相なったことにつきましては、文部省といひましても十分——重ねて申し上げますが、非常に遺憾ながら、私、しろうとでございますが、文部省自体のこういう場合の権限が決して権力におもねるわけでも何でもなからうと思ひますが、非常に萎縮された法律の権限しかないようにしろうとながら思ひます。しかし、おことばでございますが、あらためていろいろな新しい御指摘事項につきましても調査につきましても、十分省内で検討させてもらひたい、かように存じます。

○三木(喜)委員 大臣にかわつて所信の表明がありました。私たちのほうも、この件は決してゆるがせにできない重大な問題を含んでおりますので、党としても再度検討していただくようにしたいと思ひます。

ただ、ここで委員長にお許しをいただきたいことは、阿局長に私一人でお伺いするのも何だと思ひますから、社会党の者、自民党の方でもいいです。立ち会つていただいてお聞きして、きょう質問できなかった点は一べんただしておきたいと思ひます。その上に立つて、調査をするとかしないとかという問題に発展して行くと思ひます。重要な問題を時間の関係でたくさん抜かしてお

りますから、そういう点、皆さんの御意向をはかつていただきたいと思います。

○谷川委員長代理 ただいまの三木委員からの御要望に關しましては、あらためて理事会ではかることにいたしまして、本日はこれにて散會いたします。

午後一時四十九分散會